

主催：株式会社KACHIEL

第2期：資産税完全マスター研究会⑥

# 税理士法人レディングにおける 相続税申告業務への取組み

令和2年12月2日（水）



税理士法人レディング 代表  
税理士・公認会計士 木下勇人

# 各種コンサル提案における マネタイズ手法の概要 (第1回分 再掲)

## ☑ ターゲットは明確か？

- 新規顧客？ 既存顧客？
- 攻め方が全く異なるため、優先順位をつける必要あり

## ☑ 組織的に対応するか？

- 無料相談から案件受注までを組織的に行うか否か？
- 既存顧客であれば、巡回担当者が窓口になるが対応は可能か？

## ☑ バックエンド商品は明確か？

- 相続税申告の場合は明確になるが、生前対策の場合は何をフロントエンド、何をバックエンドに置くか、明確である必要あり

## ☑ メディアミックス戦略を意識しているか？（HP・SNS等）

- 新規顧客の場合には必須となる

- ☑ **何はともあれ「財産目録」作成が全てのスタート**
  - 税理士であることの優位性は財産情報を開示してもらえらること
  - 他士業ではこのハードルは越えられない
  - 「財産内容」 > 「相続税総額」 を意識することが重要
  
- ☑ **財産分けを意識すると「遺言」提案に繋がる**
  - 相続税の有無問わず、提案可能であり提案必須項目である
  - 特に、事業承継（自社株、収益性不動産）にはマスト
  
- ☑ **認知症を意識すると「民事信託（財産管理）」に繋がる**
  - 遺産分割・節税と財産管理は完全に別物と切り離せているか
  - 財産管理は相続発生までのどの局面でも起こりうる問題
  - ここが意識できると、司法書士との連携がとりやすい

- ☑ **各種資金繰りに関する戦略的ツールは「生命保険（個人・法人）」**
  - 生命保険は、相続・事業承継対策と相性が非常に良い
  - 資金ニーズをどれだけ顕在化できるかが勝負
  - 生命保険にしかできないことを考える
  
- ☑ **不動産の色分け（保有・収益・換金）ができるか？**
  - 相続発生時点でのストックという側面ではなく、相続した後のフロー概念を取り入れる
  - 自らが相続人になった際、自分が欲しい不動産か否か
  
- ☑ **不動産の時価概念を意識できているか？**
  - 相続税評価額はあくまで税法上の概念であり、市場価格とは明確に異なる。
  - 換金する際には時価売却であり、手取りが重要

- ☑ **事業承継対策は会社経営の相談が先である（経営承継）**
  - コロナショックの今だからこそ、社長の相談相手になれるか？
  - 既存のビジネスモデルそのものでよいかを悩む経営者が多い
  - 会計事務所のビジネスモデルを見直すことが相談への近道
  - マーケティング・販売・業務遂行・アフターフォローの流れを考える
  - 次世代が承継できる器か、意思があるか？
  
- ☑ **事業承継対策としての親族内承継（株式承継）**
  - 事業承継税制（特例版）がクライアントに本当に適用可能か？
  - 適用可能な場合でも、途中で期限確定リスクもあり得るため、資金確保が必要
  
- ☑ **事業承継対策としての親族外承継（M&A、事業譲渡等）**
  - 会計事務所として丸投げ、DD関与、マッチング関与のスタンスは？

# 相続税申告において 重要なこと

1. 業務品質の確保

2. 業務の効率化

➡ この2つを同時に満たすような業務遂行が望まれる。

➡ 現場ノウハウを意識した業務フローを心掛ける



# 会計事務所の実施するスケジュールリング例（弊社例）

項目	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
相続発生	×										
青色申告承認申請①											
相続放棄											
青色申告承認申請②											
準確定申告&納付											
後継債務者を定める登記											
相続税申告&納付											
資料収集											
財産評価①											
報告①											
分割案の検討①											
納税資金繰り検討①											
資料収集											
財産評価②											
報告②											
分割案の検討②											
納税資金繰り検討②											



最後に出すのではなく、段階的に行う！ お客様はまず概算だけでも知りたがっている！

# 各種チェックポイント

- ①事前準備資料
- ②進捗管理チェック
- ③上席者＆社員レビューチェック

## ①事前準備資料：

弊社では、お客様と一緒に作成

- 相続人確定（戸籍収集等）や財産評価確定（預金、土地建物、その他資産）
- ある程度のボリュームになりますので、弊社では説明するのに2～3時間を要する
- 業務効率化の観点からは、  
評価に時間を要する「預金履歴、土地評価、自社株評価」に関する資料だけでも早めに入手するとよいかと思います。

お客様によっては全部揃ってからという方もおみえになりますが、順次資料送付を依頼

- ただし、順次お願いする場合には資料管理は会計事務所側で行う必要あり
- つまり、どの資料が到着しており、どの資料が到着していないかを  
チェックリストで潰していくことが必要となる

- ①事前準備資料
- ②進捗管理チェック
- ③上席者＆社員レビューチェック

## ①事前準備資料：

弊社では日付管理を実行

- 到着日、コピー完了日、お客様への原本返却日をチェックリストに記入
- お客様の大事な個人情報であるため資料管理は会計事務所の肝
- 慎重過ぎるぐらいの管理が必要
- 事務所内での資料紛失を防止するため、お客様毎の資料格納箱を用意する
- 必ずその箱の中で管理
- 事務所スタッフのデスク上やデスク内には格納しないよう注意することが必要

- ①事前準備資料
- ②進捗管理チェック
- ③上席者＆社員レビューチェック

## ②進捗管理チェック：

お客様へのスケジュール提示に沿って、いつまでに何をやらなければいけないかを明確に！

- スケジュール管理を行う上で大事なことは逆算的発想を持つこと
- スケジュールを「見える化」することで、意識付けをスタッフ本人に持たせる
- 上席を含めた管理者は毎日その管理表を見て仕事に遅れがないかをチェック
- 会計事務所側で遅れている場合には  
お客様のクレームに繋がる可能性が大ですので、進捗を促す
- お客様都合で作業が遅れている場合には、電話等で軽く催促する形で依頼
- 会計事務所もサービス業であり、お客様があって初めて成立する商売
- お客様を不快にさせない対応が最も重要なことは当然のことですが、  
会計事務所の多くはこれを継続して行うことができていない

➡ 本当に重要な事項ですので、社内研修で電話対応も実践することをお勧めします

- ①事前準備資料
- ②進捗管理チェック
- ③上席者＆社員レビューチェック

## ③上席者＆社員レビューチェック：

財産目録の中間チェック、財産評価確定の際のFinalチェックの際に、2名のチェック  
→ 判断の難しい事項については、随時、社員税理士へ報告する体制とする

相続税申告書に同封されている国税局作成のチェックリストからスタートするのも手  
→ そのうえで、申告件数増加に伴い、チェック項目を増加させていくことが必要

財産評価のチェックが主な事項になるため、以下の事項が主なチェック項目  
→ 様々な資料から推測して、可能性のある事項を検討したかを潰していく  
→ チェック項目を明確にすることにより作業者は何に気をつけて申告書を作成すればよいかを学び、業務品質を向上させる

- ①事前準備資料
- ②進捗管理チェック
- ③上席者＆社員レビューチェック

## ③上席者＆社員レビューチェック：

### 1. 相続人の確定：

→ 戸籍関係：提携司法書士への確認を含む

### 2. 現金預金のチェック：このチェックに時間を要する！（網羅性に注意）

→ 残高証明書を手に入れることはもちろんのこと、過去の預金履歴をもとに預金異動表を作成し不明入金、不明出金を検討する。残高がゼロ、若しくは、解約した口座であっても預金履歴を手にし、異動チェックを行う。

### 3. 有価証券のチェック：（網羅性に注意）

→ 過去に証券会社と取引をしていた被相続人の場合には、しっかりとチェックする必要がある。割引債のチェックも行うこと。

- ①事前準備資料
- ②進捗管理チェック
- ③上席者＆社員レビューチェック

## ③上席者＆社員レビューチェック：

### 4. 土地・建物のチェック：

→ 名寄帳があれば網羅性は問題ないと思われがちであるが、出生地で先代からの相続により、固定資産税の免税点以下の土地が漏れる可能性がある。また、先代からの相続が確定していないが、被相続人の持分が存在している場合があるため、被相続人名義の土地・建物がいないかをチェックする。

→ 土地評価については、現地調査を含め様々な角度からの検証を行い、減額要因をチェックリストを用いて探す。

→ 小規模宅地等の特例に関しては、適用要件チェックは早めに済ませておくとよい。



- ①事前準備資料
- ②進捗管理チェック
- ③上席者＆社員レビューチェック

## ③上席者＆社員レビューチェック：

### 5. その他財産のチェック：

→ 保険金やその他財産を網羅的にチェックする。特に名義保険は漏れやすい項目であるため、預金異動からも推測することが必要。

### 6. 債務のチェック：

→ 相続発生日と固定資産税の賦課期日との関係に注意。計上漏れがある。

→ 預り保証金の計上漏れも可能性がある。

→ 借入金については、残高証明書を手入手して検討するが、建物建築中に相続が発生した場合には注意が必要。金融機関以外の借入金については、契約書などの疎明資料と、返済実績が必要。

- ①事前準備資料
- ②進捗管理チェック
- ③上席者＆社員レビューチェック

## ③上席者＆社員レビューチェック：

チェック時に大切なことは2点あり

1点目：作成者はチェック者にわかりやすい調書を作成し、チェック者がチェックしやすい体勢を整えること。

2点目：チェック者は作成者が間違えているという懐疑心を持ってチェックすること。そうしなければチェックの意味をなしません。

恐らく2点目はどの会計事務所でも心がけていることですが、1点目が手薄になりがちだと考えます。弊社では、調書ファイルを見れば全情報が記載されているものを作成することを心がけています。効率化の観点とは逆方向ですが、業務品質を確保するためには効率化よりも重視すべき事項だといえます。

# 相続税申告で誤りやすい 論点整理

# 資料収集・財産調査 現場ノウハウ

## ■ポイント

### 1. 目的を明確にする

- ➡ 何の目的のため、何を収集すればよいのか？
- ➡ 全体像を把握することが最初にすべきこと！
- ➡ 申告書の何を埋めるための資料か？
- ➡ 土地評価であれば、何を調べれば評価できるのか？

### 2. 「実在性」の確認は容易、「網羅性」の確認は非常に難解

- ➡ 自分が収集した資料だけで本当に足りるのか？
- ➡ クライアントが気付かないだけで不足している可能性あり
- ➡ 預金口座の引落明細から判明することが多くある（ex 上場株式）
- ➡ 生命保険も契約者が被相続人であっても、被保険者が相続人であれば死亡保険金はおりてこないため、解約返戻金が相続財産となる
- ➡ 税務調査で最も問題になるのは「名義預金」  
そのため、預金調査は必須事項となる

## ■ポイント

### 3. 資料収集後の保管

- ➡ クライアントごとに1つのボックスへ入れる（紛失防止）
- ➡ 預かったら「預かり証」を切る
- ➡ ルールを決めて、すぐにコピー & ファイリング
- ➡ ルールを決めて、すぐに原本返却（「預かり証」を返還）し、トラブル防止

## 1. マイナンバー

➡ 取得タイミングと保管を強く意識しておく

## 2. 戸籍関係書類

➡ 次ページ以降参照

- ・戸籍謄本（被相続人・相続人）
- ・印鑑証明書（相続人）
- ・その他

➡ ①相続登記用（司法書士）

②相続税申告用（税理士）

③預金等の名義変更用（相続人）

➡ 1回でまとめて取得できることが望ましい（無駄を省く）

- 1 相続税の申告書に記載されたマイナンバー（個人番号）について、税務署で本人確認（①番号確認及び②身元確認）を行うため、次の本人確認書類の写しを添付していただく必要があります。
- また、各相続人等のうち税務署の窓口で相続税の申告書を提出する方は、ご自身の本人確認書類の写しの添付に代えて、本人確認書類を提示していただいても構いません。
- なお、e-Taxにより申告手続を行う場合には、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

### 【本人確認書類】

①	番号確認書類（マイナンバー（12桁）を確認できる書類）として次に掲げるいずれかの書類 ・マイナンバーカード（個人番号カード）【裏面】 <sup>(注)</sup> の写し ・通知カードの写し ・住民票の写し（マイナンバーの記載があるものに限り。） など
②	身元確認書類（記載されたマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類）として次に掲げるいずれかの書類 ・マイナンバーカード（個人番号カード）【表面】 <sup>(注)</sup> の写し ・運転免許証の写し ・身体障害者手帳の写し ・パスポートの写し ・在留カードの写し ・公的医療保険の被保険者証の写し など

(注) マイナンバーカードの表面で身元確認、裏面で番号確認を行いますので、本人確認書類として写しを添付いただく場合は、表面と裏面の両面の写しが必要となります。

- 2 相続税の申告書に添付して提出していただく主な書類は次のとおりです。詳しくは税務署にお尋ねください。
- なお、重複する書類がある場合には、重ねて提出していただく必要はありません。

### (1) 一般の場合（(2)～(15)の特例等の適用を受けない場合）

①	次のいずれかの書類 イ 被相続人の全ての相続人を明らかにする戸籍の謄本（相続開始の日から10日を経過した日以後に作成されたもの） ロ 図形式の法定相続情報一覧図の写し（子の続柄が実子又は養子の子であるかが分かるように記載されたものに限り。） なお、被相続人に養子がいる場合には、その養子の戸籍の謄本又は抄本の提出も必要です。 ハ イ又はロをコピー機で複写したもの
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し <sup>(注)</sup>
③	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの） <sup>(注)</sup>

(注) ②及び③の書類については、提出をお願いしている書類です。

### (2) 相続時精算課税適用者がいる場合

①	2 (1)①に掲げる書類
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し <sup>(注1)</sup>
③	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの） <sup>(注1)</sup>
④	被相続人の戸籍の附票の写し（相続開始の日以後に作成されたもの）（コピー機で複写したものを含まず。） 相続時精算課税適用者の戸籍の附票の写し（相続開始の日以後に作成されたもの）（コピー機で複写したものを含まず。） <sup>(注2)</sup>

(注) 1 ②及び③の書類については、提出をお願いしている書類です。

2 相続時精算課税適用者が平成27年1月1日において20歳未満の者である場合には、提出不要です。

### (3) 配偶者の税額軽減（11ページ参照）の適用を受ける場合

①	2 (1)①に掲げる書類
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④	申告期限後3年以内の分割見込書（申告期限内に分割ができない場合に提出してください。）

## ■ 出典

：国税庁HP 相続税の申告書の記載例（一部）

### ■ 被相続人

#### 1. 戸籍謄本（出生～死亡まで）

∵ 相続人の確定のため

#### 2. 住民票の除票

∵ 被相続人を住所・氏名・本籍地で特定するため

### ■ 相続人

#### 1. 戸籍謄本

∵ ①相続人であること、②現在も生存していること を証明するため

#### 2. 住民票の写し

∵ 財産を取得する者の住所を特定するため

#### 3. 印鑑証明書

### ■ その他

#### 1. 固定資産評価証明書



■ 被相続人

1. 戸籍謄本（出生～死亡まで） **必要**  
→ **相続開始の日から10日を経過した日以後に作成されたもの**
2. 住民票の除票 **不要**
3. 戸籍の附票の写し **小規模宅地等の特例（老人ホーム入居）**

■ 相続人

1. 戸籍謄本 **必要**  
→ **相続開始の日から10日を経過した日以後に作成されたもの**
2. 住民票の写し **マイナンバーがあれば不要（＝住民票の写し）**
3. 印鑑証明書 **必要**

■ その他

1. 固定資産評価証明書 **必要（ただし、名寄帳がベスト。）**

### ■ 知って得する手続

1. 葬祭料（国民健康保険・後期高齢者医療制度）  
埋葬料（健康保険）
2. 遺族年金（遺族基礎年金、遺族厚生年金）  
→ **戸籍謄本、住民票の写し、住民票除票**
3. 高額医療費
4. 児童手当（18歳以下の児童）  
→ **戸籍謄本、住民票の写し**
5. 旅行中の死亡事故を原因とする保険（クレジット会社付帯保険）

# 添付書類から読み取る資料収集

## (4) 小規模宅地等の特例 (16 ページ参照) の適用を受ける場合 (注1)

①	2 (1) ①に掲げる書類				
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し				
③	相続人全員の印鑑証明書 (遺産分割協議書に押印したもの)				
④	申告期限後 3 年以内の分割見込書 (申告期限内に分割ができない場合に提出してください。)				
⑤	<table border="1"> <tr> <td>特定居住用宅地等に該当する宅地等 (注2)</td> <td>                     1 特例の適用を受ける宅地等を自己の居住の用に供していることを明らかにする書類 (特例の適用を受ける人がマイナンバー (個人番号) を有する場合には提出不要です。)                      被相続人の親族で、相続開始前 3 年以内に自己等が所有する家屋に居住したことがないことなど一定の要件を満たす人が、被相続人の居住の用に供されていた宅地等について特例の適用を受ける場合 (18 ページの [特定居住用宅地等の要件] ①の 3 の親族が特例の適用を受ける場合)                 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>                     2 イ 相続開始前 3 年以内における住所又は居所を明らかにする書類 (特例の適用を受ける人がマイナンバー (個人番号) を有する場合には提出不要です。)                      ロ 相続開始前 3 年以内に居住していた家屋が、自己、自己の配偶者、三親等内の親族又は特別の関係がある一定の法人の所有する家屋以外の家屋である旨を証する書類                      ハ 相続開始の時ににおいて自己の居住している家屋を相続開始前のいずれの時点においても所有していたことがないことを証する書類                 </td> </tr> </table>	特定居住用宅地等に該当する宅地等 (注2)	1 特例の適用を受ける宅地等を自己の居住の用に供していることを明らかにする書類 (特例の適用を受ける人がマイナンバー (個人番号) を有する場合には提出不要です。) 被相続人の親族で、相続開始前 3 年以内に自己等が所有する家屋に居住したことがないことなど一定の要件を満たす人が、被相続人の居住の用に供されていた宅地等について特例の適用を受ける場合 (18 ページの [特定居住用宅地等の要件] ①の 3 の親族が特例の適用を受ける場合)		2 イ 相続開始前 3 年以内における住所又は居所を明らかにする書類 (特例の適用を受ける人がマイナンバー (個人番号) を有する場合には提出不要です。) ロ 相続開始前 3 年以内に居住していた家屋が、自己、自己の配偶者、三親等内の親族又は特別の関係がある一定の法人の所有する家屋以外の家屋である旨を証する書類 ハ 相続開始の時ににおいて自己の居住している家屋を相続開始前のいずれの時点においても所有していたことがないことを証する書類
	特定居住用宅地等に該当する宅地等 (注2)	1 特例の適用を受ける宅地等を自己の居住の用に供していることを明らかにする書類 (特例の適用を受ける人がマイナンバー (個人番号) を有する場合には提出不要です。) 被相続人の親族で、相続開始前 3 年以内に自己等が所有する家屋に居住したことがないことなど一定の要件を満たす人が、被相続人の居住の用に供されていた宅地等について特例の適用を受ける場合 (18 ページの [特定居住用宅地等の要件] ①の 3 の親族が特例の適用を受ける場合)			
	2 イ 相続開始前 3 年以内における住所又は居所を明らかにする書類 (特例の適用を受ける人がマイナンバー (個人番号) を有する場合には提出不要です。) ロ 相続開始前 3 年以内に居住していた家屋が、自己、自己の配偶者、三親等内の親族又は特別の関係がある一定の法人の所有する家屋以外の家屋である旨を証する書類 ハ 相続開始の時ににおいて自己の居住している家屋を相続開始前のいずれの時点においても所有していたことがないことを証する書類				
(前ページからの続き)	被相続人が養護老人ホームに入所していたことなど一定の事由により相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていなかった宅地等について特例の適用を受ける場合 (19 ページの (注) 1 に該当する場合) イ 被相続人の戸籍の附票の写し (相続開始の日以後に作成されたもの) ロ 介護保険の被保険者証の写しや障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 22 条第 8 項に規定する障害福祉サービス受給者証の写しなど、被相続人が介護保険法第 19 条第 1 項に規定する要介護認定、同条第 2 項に規定する要支援認定を受けていたこと若しくは介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 4 第 2 号に該当していたこと又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 21 条第 1 項に規定する障害支援区分の認定を受けていたことを明らかにする書類 ハ 施設への入所時における契約書の写しなど、被相続人が相続開始の直前において入居又は入所していた住居又は施設の名称及び所在地並びにその住居又は施設が次のいずれに該当するかを明らかにする書類 (イ) 老人福祉法第 5 条の 2 第 6 項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる住居、同法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホーム、同法第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホーム、同法第 20 条の 6 に規定する軽費老人ホーム又は同法第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホーム (ロ) 介護保険法第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設又は同法第 29 項に規定する介護医療院 (ハ) 高齢者の居住の安定確保に関する法律第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅 (イ) の有料老人ホームを除きます。 (ニ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設 (同法第 10 項に規定する施設入所支援が行われるものに限ります。) 又は同法第 17 項に規定する共同生活援助を行う住居				

⑥	特定事業用宅地等に該当する宅地等	一定の郵便局舎の敷地の用に供されている宅地等の場合には、総務大臣が交付した証明書
⑦	特定同族会社事業用宅地等に該当する宅地等	イ 特例の対象となる法人の定款 (相続開始の時に効力を有するものに限ります。) の写し ロ 特例の対象となる法人の相続開始の直前における発行済株式の総数又は出資の総額及び被相続人及び被相続人の親族その他被相続人と特別の関係がある者が有するその法人の株式の総数又は出資の総額を記載した書類 (特例の対象となる法人が証明したものに限ります。)
⑧	貸付事業用宅地等に該当する宅地等 (注3)	貸付事業用宅地等が相続開始前 3 年以内に新たに被相続人等の特定貸付事業の用に供されたものであるときは、被相続人等が相続開始の日まで 3 年を超えて特定貸付事業を行っていたことを明らかにする書類

(注) 1 小規模宅地等の特例の適用を受ける場合には、①～④に掲げる書類を提出するとともに、この特例の適用を受ける宅地等の区分 (⑤～⑧) に応じ、それぞれ⑤～⑧に掲げる書類を提出してください。  
 2 ⑤の宅地等について特例の適用を受ける場合には、⑤の 1 に掲げる書類で、特例の適用を受ける人に係るものを提出 (被相続人の配偶者が特例の適用を受ける場合は提出不要です。) するとともに、⑤の 2 又は 3 の場合に該当する場合には、それぞれ⑤の 2 又は 3 に掲げる書類で、特例の適用を受ける人に係るものを提出してください。  
 なお、19 ページの (ハ) (注) 4 (1) 又は 2 に該当する場合には、前ページの 4 (1) ④及び⑤の 1 に掲げる書類の他、次の書類を提出してください。  
 (1) 19 ページの (注) 4 (1) に該当する場合 次の書類  
 イ 平成 27 年 4 月 1 日から相続開始の日までの間における住所又は居所を明らかにする書類 (特例の適用を受ける人がマイナンバー (個人番号) を有する場合には提出不要です。)  
 ロ 平成 27 年 4 月 1 日から相続開始の直前までの間に居住していた家屋が、自己又は自己の配偶者の所有する家屋以外の家屋である旨を証する書類  
 (2) 19 ページの (注) 4 (2) に該当する場合 次の書類  
 イ 賃貸契約書の写しその他の書類で、令和 2 年 3 月 31 日において経過措置対象宅地等の上に存する建物の工事が行われていたことを証するもの及び当該工事の完了年月日を明らかにするもの  
 ロ 平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間における次の事項を明らかにする書類  
 (イ) その期間内における住所又は居所  
 (ロ) その期間内に居住していた家屋が自己又は自己の配偶者の所有する家屋以外の家屋である旨  
 3 20 ページの (ニ) (注) 3 に該当する場合には、上記⑧に掲げる書類については、貸付事業用宅地等が平成 30 年 4 月 1 日以後に新たに被相続人等の特定貸付事業の用に供されたものであるときに、提出する必要があります。

## ■ 出典 ： 国税庁 H P 相続税の申告書の記載例 (一部)

# 第11表 財産明細書から読み取る資料収集

申告書第11表の取得した財産の種類、細目、利用区分、銘柄等の記載要領

種類	細目	利用区分・銘柄等
土地 (土地の上に存する権利を含みません。)	田	自用地、貸付地、賃借権（耕作権）、永小作権の別
	畑	
	宅地	自用地（事業用、居住用、その他）、貸宅地、貸家建付地、借地権（事業用、居住用、その他）などの別
	山林	普通山林、保安林の別（これらの山林の地上権又は賃借権であるときは、その旨）
	その他の土地	原野、牧場、池沼、鉱泉地、雑種地の別（これらの土地の地上権、賃借権、温泉権又は引湯権であるときは、その旨）
家屋	家屋（構造・用途）、構築物	家屋については自家用屋、貸家の別、構築物については駐車場、養魚池、広告塔などの別
事業（農業）用財産	機械、器具、農機具、その他の減価償却資産	機械、器具、農機具、自動車、船舶などについてはその名称と年式、牛馬等についてはその用途と年齢、果樹についてはその樹種と樹齢、営業権についてはその事業の種類と商号など
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	商品、製品、半製品、原材料、農産物等の別に、その合計額を「価額」欄に記入し、それらの明細は、適宜の用紙に記載して添付してください。
	売掛金	
	その他の財産	電話加入権、受取手形、その他その財産の名称。なお、電話加入権については、その加入局と電話番号

## 1. 土地

- ➔ 賃貸借契約書、名寄帳 etc
- ➔ 借地権の存在は常に疑う

## 2. 建物

- ➔ 名寄帳（> 課税明細）
- ➔ 賃貸者契約書、レントロール、確定申告書
- ➔ 未収未払があれば、反映する必要あり

## 3. 構築物

- ➔ 貸家に付随するものが多い
- ➔ 確定申告書における減価償却台帳
- ➔ ただし、定率法償却、1年未満切上げ  
+α × 0.7

## 4. 事業用資産

- ➔ 個人事業の場合、確定申告書が目安
- ➔ 個人開業医は多額になりやすい（機械）

### ■ 出典

: 国税庁HP 相続税の申告書の記載例（一部）

# 第11表 財産明細書から読み取る資料収集

## 5. 有価証券

- ➡ 自社株式は今回割愛  
あれば、特例事業承継税制含めて検討  
自社株評価含めて時間との闘い
- ➡ 上場株式、投資信託、国債など
  - ・証券会社発行の残高証明書（株数）
  - ・上場株式等の評価額算定（証券会社依頼）
  - ・端株の存在（配当金通知書）

## 6. 現金

- ➡ 手元現金に注意
- ➡ 直前引出し分のうち、相続発生日現在の残高
- ➡ 自宅金庫
- ➡ 預金調査実施後の検討必須

## 7. 預金

- ➡ 残高証明書（各行。残高ゼロでも必要）
- ➡ 定期預金の場合、解約利息計算依頼
- ➡ 預金調査実施が必須  
名義預金の検討が税務調査対策となる  
土地評価と同様、最も時間を要する

申告書第11表の取得した財産の種類、細目、利用区分、銘柄等の記載要領

有 価 証 券	特定同族会社 の株式、出資	配当還元方式 によったもの その他の方式 によったもの	そ の 銘 柄 ※「特定同族会社」については、下の（注）を参照してください。
	上記以外の株式、出資		
	公 債 、 社 債		
	証 券 投 資 信 託 、 貸付信託の受益証券		
現 金 、 預 貯 金 等	現金、普通預金、当座預金、定期預金、通常貯金、定額貯金、定期積金、 金銭信託などの別		
家 庭 用 財 産	その名称と銘柄		
その他の財産 (利 益)	生 命 保 険 金 等		
	退 職 手 当 金 等		
	立	木	その樹種と樹齢（保安林であるときは、その旨）
	そ の 他		1 事業に関係のない自動車、特許権、著作権、電話加入権、貸付金、 未収配当金、未収家賃、書画・骨とうなどの別 2 自動車についてはその名称と年式、電話加入権についてはその加入 局と電話番号、書画・骨とうなどについてはその名称と作者名など 3 相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産（生命保険金等 及び退職手当金等を除きます。）については、その財産（利益）の内 容

(注) 特定同族会社とは、相続や遺贈によって財産を取得した人及びその親族その他の特別関係者（相続税法施行令第31条第1項に掲げる者をいいます。）の有する株式の数又は出資の金額が、その会社の発行済株式の総数又は出資の総額の50%超を占めている非上場会社をいいます。

### ■ 出典

：国税庁HP 相続税の申告書の記載例（一部）

# 第11表 財産明細書から読み取る資料収集

## 8. その他財産（生命保険）

- ➔ 第9表にて記載
- ➔ 契約者、被保険者、受取人、保険料支払人
- ➔ 特に、契約者≠保険料支払人でないか
- ➔ 預金調査にて検討する

## 9. その他財産（退職手当金等）

- ➔ 第10表にて記載
- ➔ 定年前の死亡退職（弔慰金含む）等

## 10. その他財産（貸付金）

- ➔ 第三者・同族会社への貸付（確定申告書等）

## 11. その他財産（未収配当金、未収家賃）

- ➔ 配当：配当金通知書等
- ➔ 家賃：確定申告書

## 12. その他財産（ゴルフ会員権）

- ➔ 会員権証書

## 13. その他財産（自動車）

- ➔ 査定依頼

申告書第11表の取得した財産の種類、細目、利用区分、銘柄等の記載要領

有価証券	特定同族会社の株式、出資	配当還元方式 によったもの その他の方式 によったもの	その銘柄 ※「特定同族会社」については、下の（注）を参照してください。
	上記以外の株式、出資		
	公債、社債		
	証券投資信託、 貸付信託の受益証券		
現金、預貯金等			現金、普通預金、当座預金、定期預金、通常貯金、定額貯金、定期積金、金銭信託などの別
家庭用財産			その名称と銘柄
その他の財産 (利益)	生命保険金等		
	退職手当金等		
	立木	その樹種と樹齢（保安林であるときは、その旨）	
	その他	1 事業に関係のない自動車、特許権、著作権、電話加入権、貸付金、未収配当金、未収家賃、書画・骨とうなどの別 2 自動車についてはその名称と年式、電話加入権についてはその加入局と電話番号、書画・骨とうなどについてはその名称と作者名など 3 相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産（生命保険金等及び退職手当金等を除きます。）については、その財産（利益）の内容	

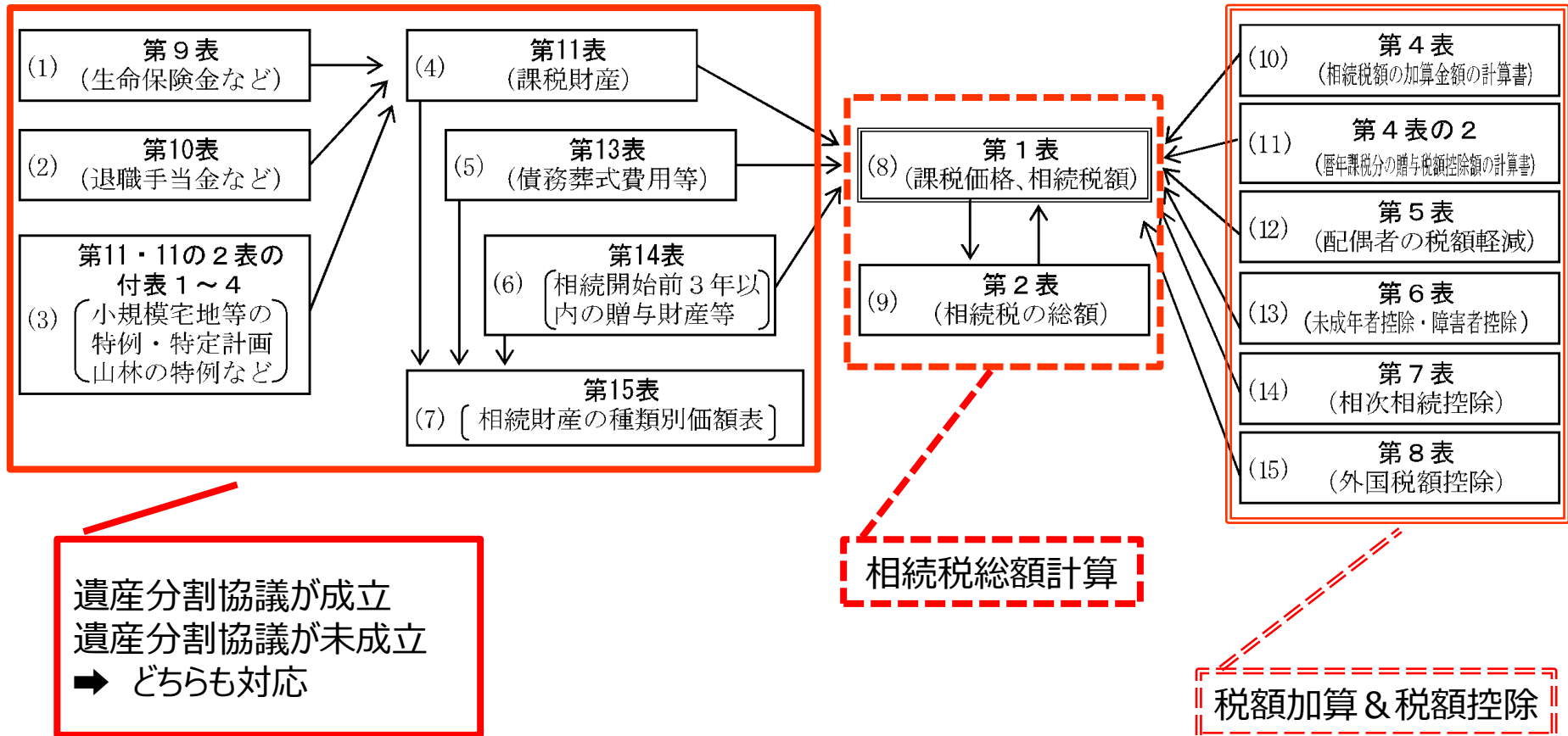
（注） 特定同族会社とは、相続や遺贈によって財産を取得した人及びその親族その他の特別関係者（相続税法施行令第31条第1項に掲げる者をいいます。）の有する株式の数又は出資の金額が、その会社の発行済株式の総数又は出資の総額の50%超を占めている非上場会社をいいます。

### ■ 出典

：国税庁HP 相続税の申告書の記載例（一部）

# 申告書作成・記載上のコツ

# 相続税申告書の流れ全体像



## ■ 出典

: 国税庁HP 相続税の申告書の記載例 (一部)



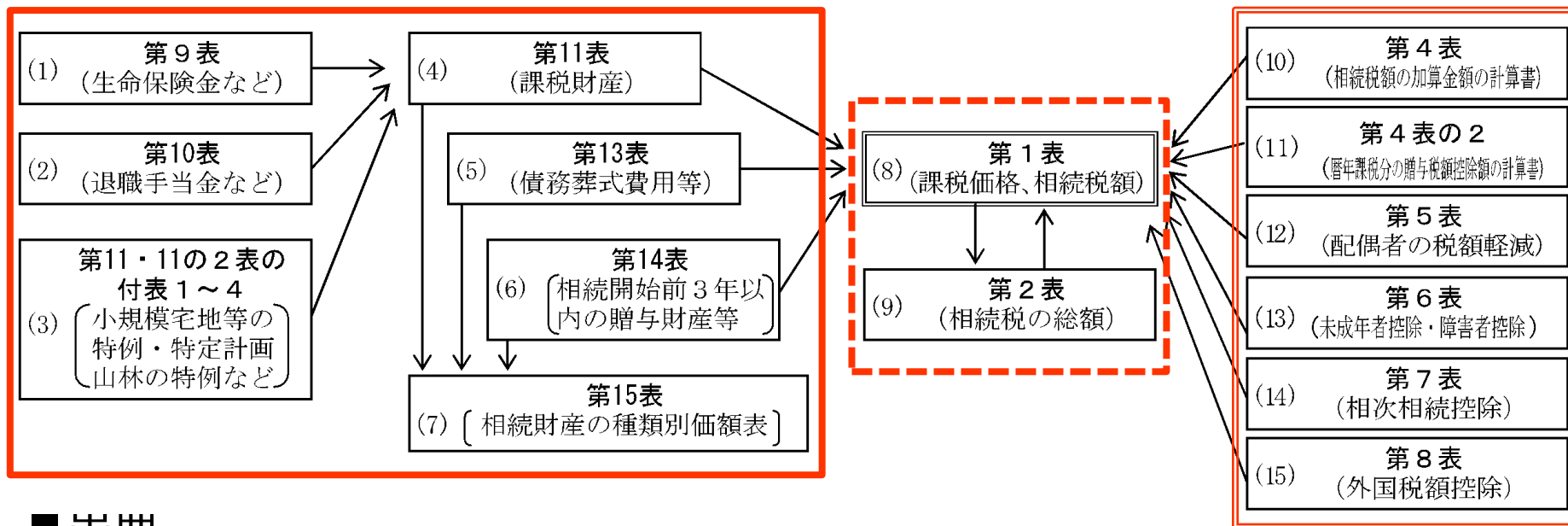
# 相続税申告書の流れ全体像

## (1) 一般の場合

- ① 相続税のかかる財産（「課税財産」といいます。）及び被相続人の債務等について、第9表から第15表を作成します。  
 (注) 作成に当たり課税財産の評価が必要なものについては、「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」、「取引相場のない株式（出資）の評価明細書」等を最初に作成しておきます。
- ② 課税価格の合計額及び相続税の総額を計算するため、第1表、第2表を作成します。
- ③ 税額控除の額を計算するため、第4表から第8表までを作成し、第1表に税額控除額を転記し各人の納付すべき相続税額を算定します。

この順序を図にしますと、次のとおりとなります（(1)から(15)までの順序で各表を記載していきます。）。

(注) 一般の場合とは、ここでは、相続時精算課税適用者（1ページ参照）又は相続税の納税猶予等（23、28、48、52ページ参照）の適用を受ける人がいない場合をいいます。



## ■ 出典

: 国税庁HP 相続税の申告書の記載例（一部）

# 記載例から確認する作成上のコツ (第9表)

## ■ 生命保険金明細書 作成上のコツ

ポイントは・・・

### ・死亡保険金の網羅性

- ➡ 保険金受取に関する通知書の確認
- ➡ 受け取った相続人通帳での入金確認  
これが最もミス防止になる

### ・死亡事故が発生していない保険契約の存在

- ➡ 被保険者が被相続人以外の場合に注意
- ➡ その場合、解約返戻金相当額での評価し  
11表へ記載

### ・非課税枠は自動配分 (放棄等を除く)

#### 生命保険金などの明細書

被相続人 国税 太郎

1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金など  
この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる生命保険金、損害保険契約の死亡保険金及び特定の生命共済金を受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

保険会社等の所在地	保険会社等の名称	受取年月日	受取金額	受取人の氏名
千代田区〇〇2丁目×番	〇〇生命保険(相)	30・7・6	29,629,483 <sup>円</sup>	国税 一郎
〃	〃	30・7・6	5,000,000	〃
千代田区〇〇1丁目×番	××生命保険(相)	30・7・11	10,000,000	〃
中央区〇〇2丁目×番	△△生命保険(相)	30・8・8	20,000,000	税務 幸子
中央区〇〇1丁目×番	榊〇〇生命保険	30・9・5	10,768,125	〃

(注) 1 相続人(相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。)が受け取った保険金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。  
2 相続人以外の人が受け取った保険金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の「財産の明細」の「価額」欄に記載します。  
3 相続時特種課税適用財産は含まれません。

2 課税される金額の計算  
この表は、被相続人の死亡によって相続人が生命保険金を受け取った場合に、記入します。

保険金の非課税限度額	[第2表の③の] [法定相続人の数] (500万円× 3人) により計算した金額を右の③に記入します。	④	円
		15,000,000	

保険金などを 受け取った 相続人の氏名	① 受け取った 保険金など の金額	② 非課税金額 (④× ⑥)	③ 課税金額 (①-②)
国税 一郎	円 44,629,483	円 8,878,826	円 35,750,657
税務 幸子	30,768,125	6,121,174	24,646,951
合計	⑧ 75,397,608	15,000,000	60,397,608

(注) 1 ⑥の金額が④の金額より少ないときは、各相続人の①欄の金額がそのまま②欄の非課税金額となりますので、③欄の課税金額は0となります。  
2 ③欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に記載します。

第9表  
平成21年  
1月分以降用

相続の放棄をした人や相続権を失った人は除かれます。

第9表(平30.7)

(寛1 20 10 A1統一)

# 記載例から確認する作成上のコツ（第10表）

## ■退職手当金明細書 作成上のコツ

ポイントは・・・

- ・（通常）定年前に死亡でのケース
- ➡ 会社からの通知等を入手
- ➡ 比較的、非課税枠の範囲に収まるケースが多いと思われる。
- ➡ 弔慰金を別に受領している場合にも注意  
業務外が圧倒的に多い（非課税枠）

- ・個人での不動産賃貸業
- ➡ 小規模企業共済での受取が該当
- ➡ 第1順位：配偶者
- 第2順位：その他の相続人

- ・会社経営者の退職金（今回割愛）

退職手当金などの明細書					被相続人	国税 太郎
1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金など この表は、相続人や他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金、功労金、退職給付金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。						
勤務先会社等の所在地	勤務先会社等の名称	受取年月日	退職手当金などの名称	受取金額	受取人の氏名	
文京区〇〇 1丁目3番5号	〇〇商事(株)	30・7・6	退職金	40,000,000 円	国税 花子	
〃	〃	30・7・6	功労金	5,000,000	〃	
		・ ・				
		・ ・				
		・ ・				
(注) 1 相続人（相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。）が受け取った退職手当金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。 2 相続人以外の人が受け取った退職手当金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の「財産の明細」の「債額」の欄に転記します。						
2 課税される金額の計算 この表は、被相続人の死亡によって相続人が退職手当金などを受け取った場合に、記入します。						
退職手当金などの非課税限度額	〔第2表の④の〔法定相続人の数〕 (500万円× 3人) により計算した金額を右の③に記入します。〕				③ 円 15,000,000	
退職手当金などを 受け取った 相続人の氏名	① 受け取った 退職手当金 などの金額	② 非課税金額 各人の① (④×⑤)	③ 課税金額 (①-②)			
国税 花子	45,000,000 円	15,000,000 円	30,000,000 円			
合 計	④ 45,000,000	⑤ 15,000,000	③ 30,000,000			
(注) 1 ④の金額が⑤の金額より少ないときは、各相続人の①欄の金額がそのまま②欄の非課税金額となりますので、③欄の課税金額は0となります。 2 ⑤欄の金額を第11表の「財産の明細」の「債額」欄に転記します。						

第10表 平成21年4月分以降用

相続の放棄をした人や相続権を失った人は除かれます。

# 記載例から確認する作成上のコツ (第11表)

## ■ 財産明細書 作成上のコツ

ポイントは・・・

・財産評価した積極財産の網羅性

・遺産分割協議の結果も反映

➡ 第11表で反映 (取得者の氏名・金額)

➡ 前もって、遺産分割案をクライアントへ提示  
何度も協議を重ねることになるため、そこが  
最も時間を要する

➡ 遺産分割の結果、特例に影響を与えるのは

①小規模宅地等の特例

②配偶者の税額軽減特例

これらは、分割を要件としている。

上記事実をクライアントへ前もって伝えておき  
協議段階でも節税提案できるようにする。

**相続税がかかる財産の明細書**  
(相続税計算課税適用財産を除きます。)

被相続人 国税 太郎

第11表 平成21年4月分以降

この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産のうち、相続税がかかるものについての明細を記入します。

遺産の分割の状況に応じて該当する数字に○を付けてください。

遺産の分割状況	区	分	① 全部分割			2 部分割			3 全部分割		
			分割の日	30	8	17					
種類	種目	利用区分、 総柄等	所在場所等	敷 地 延 面積 (㎡)	建 築 延 面積 (㎡)	価 値 (円)	価 値 (円)	取得した人の 氏名	取得財産の 価額	取得した人の 氏名	取得財産の 価額
土地	宅地	自用地区 (居住用)	春日部市〇〇〇 3丁115番16号	165.00	11,112.22 (特例の適用あり)	12,870,000		国税 花子	6,435,000	国税 花子	6,435,000
〃	〃	貸家建付地	春日部市〇〇〇 3丁目5番17号	150.00	11,112.22 (特例の適用あり)	30,810,000		国税 花子	30,810,000	国税 花子	30,810,000
〃	〃	貸家建付地	文京区〇〇 1丁目3番5号	150.00	236,340	35,451,000		国税 花子	35,451,000	国税 花子	35,451,000
〃	〃	自用地区 (未利用地)	春日部市〇〇〇 2丁目3番4号	150.00	280,000	42,000,000		〃	28,000,000	〃	28,000,000
〃	〃	貸家建付地	春日部市〇〇 1丁目1番	1,125.00 (特例6.14)	237,500 (192,000)	8,550,000		〃	8,550,000	〃	8,550,000
(小計)						(129,681,000)					
〃	山林	普通山林	〇〇県〇〇郡 〇〇町〇〇13番2	30,000.00	241,140	3,617,100		国税 一郎	3,617,100	国税 一郎	3,617,100
(小計)							(3,617,100)				
(合計)							(133,298,100)				
家屋	家屋(鉄コ 2-層宅)	自用家屋	春日部市〇〇〇 3丁目5番16号	120.00	3,874,960	3,874,960		国税 花子	3,874,960	国税 花子	3,874,960
〃	家屋(鉄コ 2-店舖)	貸家	春日部市〇〇〇 3丁目5番17号	93.00	3,389,270	2,372,489		〃	2,372,489	〃	2,372,489
〃	家屋(鉄コ 3-店舗)	〃	文京区〇〇 1丁目3番5号	184.50	8,548,002	5,983,601		〃	5,983,601	〃	5,983,601
〃	家屋(鉄コ 10-住宅)	〃	春日部市〇〇 1丁目1番(101号)	72.50	17,207,000	12,044,900		税務 幸子	12,044,900	税務 幸子	12,044,900
(合計)							(24,275,950)				
有価 証券	特定同族会社の株式 (配当還元方式)株〇〇		春日部市〇〇 3丁目×番×号	1,000株	50	50,000		国税 花子	50,000	国税 花子	50,000
(小計)							(50,000)				
〃	特定同族会社の株式 (その他の方式)〇〇商号株		文京区〇〇 1丁目3番5号	5,000株	13,800	69,000,000		国税 花子	69,000,000	国税 花子	69,000,000
(小計)							(69,000,000)				
合 計	財産を引いた人の氏名	(各人の合計)		円	円	円	円	円	円	円	円
分 割 財 産 の 価 値	①										
未 分 割 財 産 の 価 値	②										
各 人 の 取 得 財 産 の 価 値	③										

(参考) 代債財産の書き方  
・「種類」欄には「代債財産」と記入します。  
・「細目」欄には他の財産と同様に記入します。  
・「価額」欄には、その財産の価額を負数と正数で2段書きします。例えば510万円の財産の場合は、「△5,100,000  
5,100,000」と記入します。

(注) 1 「合計表」の各人の金額を第1表のその人の「取得財産の価額(3)」欄に記載します。  
2 「財産の明細」の「価額」欄は、財産の細目、種類ごとに小計及び計を付し、最後の合計を付して、それらの金額を第15表の①から③までの該当欄に記載します。

# 記載例から確認する作成上のコツ (第11表)

## 相続税がかかる財産の明細書

(相続時精算課税適用財産を除きます。)

被相続人 国税 太郎

第11表 平成21年4月分以降用

この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したもののみなされる財産のうち、相続税のかかるものについての明細を記入します。

○相続時精算課税適用財産の明細については、この表によらず第11の2表に記載します。

遺産の分別状況	区 分		1 全部分割		2 一部分割		3 全部未分割	
	分割の目	金額	金額	金額	金額	金額	金額	
財 産 の 明 細								
種 類	細 目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量	単価	価 値	取得した人の氏名	取得財産の価 値
有価証券	上記以外の株式	〇〇建設株	△△証券 春日部支店	10,000株	783	円 7,830,000	国税 花子	7,830,000
〃	〃	〇〇石油株	〃	5,000株	719	円 3,595,000	国税 一郎	3,595,000
〃	〃	〇〇電鉄株	〃	10,000株	566	円 5,560,000	〃	5,560,000
〃	〃	〇〇電力株	〃	5,000株	2,820	円 14,100,000	税務 幸子	14,100,000
(小計)						円 (31,085,000)		
〃	公債	10年利付国債 第×××回	〃			円 3,158,700	税務 幸子	3,158,700
〃	社債	一般事業債〇〇 第××回第×号	〃			円 3,432,000	〃	3,432,000
(小計)						円 (6,590,700)		
〃	証券投資信託の受益証券	〇〇投資 〇〇ファンド	〃	200口	8,310	円 1,662,000	税務 幸子	1,662,000
〃	増信信託の受益証券	〇〇信託銀行 貸付利払〇〇回	〇〇信託銀行 △△支店			円 5,240,700	国税 一郎	5,240,700
(小計)						円 (6,902,700)		
(計)						円 ((113,628,400))		
現金預貯金等	現金		春日部市〇〇 31115番16号			円 450,000	国税 花子	450,000
〃	普通預金	〇〇銀行 〇〇支店	〃			円 2,344,900	〃	2,344,900
〃	定期預金	〃	〃			円 38,113,910	国税 一郎	38,113,910
〃	〃	〃	〃			円 21,609,700	国税 花子	21,609,700
〃	普通預金	××銀行 ××支店	〃			円 3,676,701	国税 一郎	3,676,701
〃	定期預金	〃	〃			円 31,084,132	税務 幸子	31,084,132
〃	普通預金	Bank of 〇〇 ×× Branch	〃	\$20,800	105	円 2,184,000	国税 花子	2,184,000
(計)						円 ((99,463,343))		
合 計	財産を互得した人の氏名	(各人の合計)						
分 割 財 産 の 価 値	①	円	円	円	円	円	円	円
未分割財産の価値	②							
各人の取得財産の価値 (①-②)	③							

第11表(平31.7)

(資4-20-12-1-A4続一)

## 相続税がかかる財産の明細書

(相続時精算課税適用財産を除きます。)

被相続人 国税 太郎

第11表 平成21年4月分以降用

この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したもののみなされる財産のうち、相続税のかかるものについての明細を記入します。

○相続時精算課税適用財産の明細については、この表によらず第11の2表に記載します。

遺産の分別状況	区 分		1 全部分割		2 一部分割		3 全部未分割	
	分割の目	金額	金額	金額	金額	金額	金額	
財 産 の 明 細								
種 類	細 目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量	単価	価 値	取得した人の氏名	取得財産の価 値
家庭用財産			春日部市〇〇 31115番16号			円 2,500,000	国税 花子	2,500,000
(計)						円 ((2,500,000))		
その他の財産	生命保険金等					円 35,750,657	国税 一郎	35,750,657
〃	〃					円 24,646,951	税務 幸子	24,646,951
(小計)						円 (60,397,608)		
〃	退職手当金等					円 30,000,000	国税 花子	30,000,000
(小計)						円 (30,000,000)		
〃	立木	ひのき 66年生	〇〇町〇〇郡 〇〇町〇〇13番2	3ha	1,011,000	円 2,578,050	国税 一郎	2,578,050
(小計)						円 (2,578,050)		
〃	その他	ゴルフ会員権 (〇〇クラブ)	春日部市〇〇 31115番16号			円 24,500,000	国税 一郎	24,500,000
〃	未収家賃 (〇〇商店)		文京区〇〇 1丁目3番5号			円 538,350	国税 花子	538,350
〃	絵画 (〇〇作××巻)		春日部市〇〇 31115番16号	3点	(判額のとおり)	円 7,212,350	〃	7,212,350
(小計)						円 (32,250,700)		
(計)						円 ((125,226,358))		
(合計)						円 ((498,392,151))		
合 計	財産を互得した人の氏名	(各人の合計)						
分 割 財 産 の 価 値	①	円	円	円	円	円	円	円
未分割財産の価値	②							
各人の取得財産の価値 (①-②)	③							

第11表(平30.7)

(資4-20-12-1-A4続一)

相続人及び包括受遺者の取得した立木については、時価の85%相当額で評価することとなっていますので、この欄に0.85と記入します。  
なお、「特定計画山林の特例」の適用を受ける場合には、時価の85%相当額で評価した価額を第11-11の2表の付表4の1の①に記入します。

未分割財産の価額の合計額を各相続人が相続分(寄与分を除きます。)に応じて取得したる場合に計算される金額を記入します。

# 記載例から確認する作成上のコツ (第11・11の2表の付表1・2表の付表)

特例の対象となり得る財産を取得した人全員の氏名を記入します。特例の適用を受けない人の氏名も必ず記入してください。

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書

FD3545

被相続人		国税 太郎	
この表は、小規模宅地等の特例（相続特別措置法第69条の4第1項）の適用を受ける場合に記入します。なお、被相続人から、相続、遺贈又は相続時特例による取得により取得した財産のうち、【特定計画山林の特例】又は【特定事業用資産の特例】の対象となり得る財産がある場合には、第11・11の2表の付表2を作成します（第11・11の2表の付表2を作成する場合には、この表の「1」特例の適用にあつての同意欄の記入を要しません。）。			
1 特例の適用にあつての同意			
この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取引した全ての人が次の内容に同意する場合には、その宅地等を取引した全ての人の氏名を記入します。私（私たち）は、「2 小規模宅地等の明細」の欄の取得者が、小規模宅地等の特例の適用を受けるものとして選択した宅地等（以下「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等）の全てが限度面積条件を満たすものであることを確認し、その取得者が小規模宅地等の特例の適用を受けると同意します。			
氏名	国税 花子	国税 一郎	税務 幸子
(注) 1 小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取引した全ての人の同意がなければ、この特例の適用を受けることはできません。 2 上記の各欄に記入しきれない場合には、第11・11の2表の付表1(続)を使用します。			
2 小規模宅地等の明細			
この欄は、小規模宅地等についての特例の対象となり得る宅地等を取引した人（うち、その特例の適用を受ける人が選択した小規模宅地等の明細等を記載し、相続税の課税価格に算入する価額を計算します。）の「小規模宅地等の種類」欄は、選択した小規模宅地等の種類に応じて次の1～4の番号を記入します。 小規模宅地等の種類：① 特定居住用宅地等、② 特定事業用宅地等、③ 特定同居用宅地等、④ 貸付事業用宅地等			
選択した小規模宅地等	① 特例の適用を受ける取得者の氏名（事業内容）	⑤ ②のうち小規模宅地等（限度面積条件を満たす宅地等）の面積	⑥ ②のうち小規模宅地等（④×⑤）の価額
	② 所在地	⑦ ④のうち小規模宅地等（④×⑤）の価額	⑧ 課税価格の計算に当たって減額される金額（⑥×⑧）
	③ 取得者の持分に応ずる宅地等の面積	⑨ 取得者の持分に応ずる宅地等の面積	⑩ 課税価格に算入する価額（⑥×⑨）
	④ 取得者の持分に応ずる宅地等の価額	⑩ 課税価格に算入する価額（⑥×⑨）	
1	① 国税 花子	⑤ 82.5	⑥ 175,000.00
	② 春日部市○○○3丁目5番16号	⑦ 321.75	⑧ 0.00
	③ 82.5	⑨ 257.4	⑩ 0.00
	④ 321.75	⑩ 643.5	⑩ 0.00
1	① 国税 一郎	⑤ 82.5	⑥ 175,000.00
	② 同上	⑦ 321.75	⑧ 0.00
	③ 82.5	⑨ 257.4	⑩ 0.00
	④ 321.75	⑩ 643.5	⑩ 0.00
4	① 国税 花子（貸家）	⑤ 1.00	⑥ 0.00
	② 春日部市○○○3丁目5番17号	⑦ 308.1	⑧ 0.00
	③ 15.0	⑨ 154.05	⑩ 0.00
	④ 46.2	⑩ 308.1	⑩ 0.00
(注) 1 ①欄の「1」は、選択した小規模宅地等が被相続人等の事業用宅地等、③は1/4である場合に、相続開始の直前における宅地等の中で行われていた被相続人の事業について、親族は、放棄者・七人等、法律顧問、税理士などより自動的に記入します。 2 小規模宅地等を選択する宅地等が共有である場合又は一つの宅地等が貸家貸付地である場合において、その評価額の計算上、貸付割合が1でないときは、第11・11の2表の付表1(別表)を作成します。 3 ⑧欄の金額を11の「課税価格」の欄に記入し記載します。 4 上記の各欄に記入しきれない場合には、第11・11の2表の付表1(続)を使用します。			
○ 「限度面積条件」の判定			
上記「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等の全てが限度面積条件を満たすものであることを、この表の各欄を記入することにより判定します。			
小規模宅地等の区分	被相続人等の居住用宅地等	被相続人等の事業用宅地等	④ 貸付事業用宅地等
小規模宅地等の種類	① 特定居住用宅地等	② 特定事業用宅地等	③ 特定同居用宅地等
⑨ 減額割合	80/100	80/100	50/100
⑩ 小規模宅地等の面積の合計	165 m <sup>2</sup>	100 m <sup>2</sup>	100 m <sup>2</sup>
⑩ 小規模宅地等のうち④に該当する面積の合計	165 m <sup>2</sup>	100 m <sup>2</sup>	100 m <sup>2</sup>
⑩ 小規模宅地等のうち④に該当する面積の合計	165 m <sup>2</sup>	100 m <sup>2</sup>	100 m <sup>2</sup>
⑩ 小規模宅地等のうち④に該当する面積の合計	165 m <sup>2</sup>	100 m <sup>2</sup>	100 m <sup>2</sup>
(注) 限度面積は、小規模宅地等の種類【1】貸付事業用宅地等の選択の有無に応じて、⑩欄（イ又はロ）により判定を行います。限度面積条件を満たす場合に限り、この特例の適用を受けることができます。			
※ 税務 幸子 控 額	平	平	平
※ 税務 幸子 控 額	平	平	平

第11・11の2表の付表1

「⑩減額割合を乗じて計算します。」

「相続開始の直前における宅地等の利用区分」については、16ページを参照してください。

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書(別表)

被相続人 国税 太郎

この計算明細は、特例の対象として小規模宅地等を選択する宅地等（以下、⑤の①から④に該当する宅地等）の宅地等ごとに作成します。  
1 当該宅地等1の取得者2人以上の被相続人又は受遺者が該当する場合  
2 一つの宅地等が共有である場合、貸家等が共有の場合において、貸家等が共有の場合に「貸付割合」が「1」でない場合  
(注) 一の取得者又は、一棟の建物又は構造物の敷地が異なる場合、ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された部分に係る敷地をいいます。

宅地等の所在地	春日部市○○○3丁目5番16号	宅地等の面積	165 m <sup>2</sup>
1 一の宅地等の所在地、面積及び評価額			
この表は、宅地等の「所在地」、「面積」及び「評価額」の欄に2019年の宅地等の利用区分に基づいて「評価額」及び「評価額」を記入します。 (注) 1 ①宅地等の「所在地」欄は、一の宅地等が共有である場合には、持分に応じた評価額を記入してください。 (注) 2 上記2に該当する場合には、必要に応じて「評価額」欄に「評価額」を記入してください。			
A	①のうち被相続人等の事業用に供されていた宅地等（「1」及び「2」に該当するものを含みます。）	②	③
B	①のうち相続開始直前の事業（貸付事業）を持分するもの	②	③
C	①のうち被相続人等の居住用宅地等として供されていた宅地等（相続開始の時点において被相続人が貸付事業の用に供されていたものも含む）	②	③
D	①のうち被相続人等の居住用宅地等として供されていた宅地等（①に該当する部分以外の部分）	②	③
E	①のうち被相続人等の居住用宅地等として供されていた宅地等	② 165	③ 64,350,000
F	①のうちAからDの宅地等（①のうち「1」の宅地等）	②	③
2 一の宅地等の取得者ごとの面積及び評価額			
上記AからFまでの宅地等の「取得」及び「評価額」を、宅地等の取得者ごとに記入します。 (注) 1 持分割合欄は、宅地等の取得者が複数又は遺贈により取得した持分割合を記入します。一の宅地等を1人で取得した場合には、「1/1」と記入します。 (注) 2 持分に当たらない場合は、上記AからFまでの宅地等の「取得」及び「評価額」欄に「持分割合」を記入して計算した「取得」及び「評価額」を記入します。 (注) 3 ①のうち宅地等1のうち相続特別対象宅地等1は、「1」欄に記入した宅地等に記入した「取得」及び「評価額」のうち、特例の対象として選択する部分のみを、また、その取得者の持分のみ、として選択する部分のみ、に記入して計算します。 (注) 4 ①のうち宅地等1のうち相続特別対象宅地等1は、「1」欄に記入した宅地等に記入した「取得」及び「評価額」のうち、特例の対象として選択する部分のみを、また、その取得者の持分のみ、として選択する部分のみ、に記入して計算します。 (注) 5 特例の対象とならない宅地等（「2」欄）には、「1」欄に記入した宅地等（「1」欄）の取得者及び評価額を、被相続人1人以上の取得者ごとに記入します。この欄に記入した「取得」及び「評価額」は、申告書第11に記入します。			
宅地等の取得者氏名	国税 花子	持分割合	1/2
1 持分に当たらない宅地等	2 持分に当たらない宅地等	3 持分割合とならない宅地等（「2」欄）	
A	取得者	面積 (m <sup>2</sup> )	評価額 (円)
B	取得者	面積 (m <sup>2</sup> )	評価額 (円)
C	取得者	面積 (m <sup>2</sup> )	評価額 (円)
D	取得者	面積 (m <sup>2</sup> )	評価額 (円)
E	取得者	面積 (m <sup>2</sup> )	評価額 (円)
F	取得者	面積 (m <sup>2</sup> )	評価額 (円)
宅地等の取得者氏名	国税 一郎	持分割合	1/2
1 持分に当たらない宅地等	2 持分に当たらない宅地等	3 持分割合とならない宅地等（「2」欄）	
A	取得者	面積 (m <sup>2</sup> )	評価額 (円)
B	取得者	面積 (m <sup>2</sup> )	評価額 (円)
C	取得者	面積 (m <sup>2</sup> )	評価額 (円)
D	取得者	面積 (m <sup>2</sup> )	評価額 (円)
E	取得者	面積 (m <sup>2</sup> )	評価額 (円)
F	取得者	面積 (m <sup>2</sup> )	評価額 (円)

第11・11の2表の付表1(別表)

「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」に記入した宅地等の「面積」及び「評価額」を⑨欄及び⑩欄に記入します。

# 記載例から確認する作成上のコツ (第11・11の2表の付表)

## ■ 小規模宅地等の特例計算明細書 作成上のコツ

ポイントは・・・

- ・複数の相続人が取得した土地につき各々が小規模宅地等の特例が適用可能
- ➔ 本来は最も節税可能なパターンを選択
- ➔ ここが税理士の腕の見せどころ
- ➔ ただし、各相続人の「同意」が必要
- ➔ 場合によっては、代償分割でまとめる

特例の対象となり得る財産を取得した人全員の氏名を記入します。特例の適用を受けない人の氏名も必ず記入してください。

FD3545

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書

国税 太郎

この表は、小規模宅地等の特例（相続特別措置法第69条の4第1項）の適用を受ける場合に記入します。なお、被相続人から、相続、遺贈又は相続時特種贈与に係る贈与により取得した財産のうち、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用宅地の特例」の対象となり得る財産がある場合は、第11・11の2表の付表2を作成し、第11・11の2表の付表2を作成する場合には、第11・11の2表の付表1（特例の適用を受ける人の同意書）を併せて提出してください。

11・11の2表の付表1

1 特例の適用にあつての同意

この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取引した全ての人（次項に同意する者）に、その他地等を取引した全ての人（氏名を記入します。私（私）たちは、「2 小規模宅地等の明細」の1欄の取得者が、小規模宅地等の特例の適用を受けるものとして選択した宅地等又はその一部（2 小規模宅地等の明細）の全部で選択した宅地等）の全てが限度面積要件を満たすものであることを確認の上、その取得者が小規模宅地等の特例の適用を受けることに同意します。

氏名 国税 花子 国税 一郎 税務 幸子

(注) 1 小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取引した全ての人（同意書）がなければ、この特例の適用を受けることはできません。2 上記の各欄に記入しきれない場合には、第11・11の2表の付表1（特例の適用を受ける人の同意書）を使用します。

この申告書は機械で読み取りまので、黒ボールペンで記入してください。

小規模宅地等の種類	1 特例の適用を受ける取得者の氏名（事実内容）	2 所在地番	3 取得者の持分に占める宅地等の面積	4 取得者の持分に占める宅地等の価額	5 ③のうち小規模宅地等（限度面積要件）を満たす宅地等の面積	6 ⑤のうち小規模宅地等（③× $\frac{2}{3}$ )の価額	7 課税価格の計算に当たって減額される金額（⑥×④）	8 課税価格に算入する価額（④-⑦）
1	① 国税 花子	② 春日部市〇〇〇3丁目5番16号	③ 82.5	④ 3,217,500.00円	⑤ 54.0	⑥ 3,217,500.00円	⑦ 2,574,000.00円	⑧ 643,500.00円
1	① 国税 一郎	② 同上	③ 82.5	④ 3,217,500.00円	⑤ 54.0	⑥ 3,217,500.00円	⑦ 2,574,000.00円	⑧ 643,500.00円
4	① 国税 花子（貸家）	② 春日部市〇〇〇3丁目5番17号	③ 15.0	④ 1,540,000.00円	⑤ 15.0	⑥ 3,081,000.00円	⑦ 1,540,000.00円	⑧ 1,541,000.00円

④「限度面積要件」の判定

上記1 小規模宅地等の種類」の⑤欄で選択した宅地等の全てが限度面積要件を満たすものであることを、この表の各欄を記入することにより判定します。

小規模宅地等の区分	被相続人等の居住用宅地等	被相続人等の事業用宅地等
小規模宅地等の種類	1 特定居住用宅地等	2 特定事業用宅地等 3 特定同族会社事業用宅地等 4 貸付事業用宅地等
⑨ 減額割合	80	80 100 100 100
⑩ 小規模宅地等の面積の合計	165 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
⑪ 小規模宅地等のうち「特定居住用宅地等」が占める割合	(1)の⑩の面積	(2)の⑩及び(3)の⑩の面積の合計
⑫ 小規模宅地等のうち「特定居住用宅地等」がある割合	m <sup>2</sup> × 330	m <sup>2</sup> × 400
⑬ 小規模宅地等のうち「特定居住用宅地等」がある割合	(1)の⑩の面積	(2)の⑩及び(3)の⑩の面積の合計
⑭ 小規模宅地等のうち「特定居住用宅地等」がある割合	m <sup>2</sup> × 200	m <sup>2</sup> × 400 + m <sup>2</sup> × 100
⑮ 小規模宅地等のうち「特定居住用宅地等」がある割合	165	m <sup>2</sup> × 200 + m <sup>2</sup> × 400 + m <sup>2</sup> × 100

(注) 限度面積は、小規模宅地等の種類(14)貸付事業用宅地等の選択の有無に応じて、⑫欄(イ又はロ)により判定を行います。「限度面積要件」を満たす場合に限り、この特例の適用を受けることができます。

※ 税務若整理欄

第11・11の2表の付表1 (F30.7)

(表4-20-12-3-1-A4-1)

「⑨ 減額割合」を乗じて計算します。

## ■ 小規模宅地等の特例計算明細書 作成上のコツ

ポイントは・・・

- ・ 1人の相続人が複数の土地につき小規模宅地等の特例を適用可能
- ➡ 通常は以下で提供 (節税提案)
  - ① 特定居住用宅地等 (余ったら)
  - ② 貸付事業用宅地等
- ➡ 超優良地での貸ビル等があれば、
  - ② 貸付事業用宅地等 (余ったら)
  - ① 特定居住用宅地等

「相続開始の直前における宅地等の利用区分」については、16ページを参照してください。

### 小規模宅地等についての課税価格の計算明細書 (別表)

この計算明細書は、特例の対象として小規模宅地等を選択する「宅地等」(1)の「2」及び「3」のいずれかに該当する場合には、その宅地等ごとに作成します。  
 1 特例又は特例により「宅地等」(1)の「宅地等」(1)又は「宅地等」(2)のいずれかに該当する場合は、特例が適用される場合  
 2 「宅地等」(1)の「宅地等」(1)又は「宅地等」(2)のいずれかに該当する場合は、特例が適用されない場合  
 (注) 同一の宅地等とは、同一の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有する建物の部分に係る敷地をいいます。

1 一の宅地等の所在地、面積及び評価額

この宅地等について、特例の「所在地」、「面積」及び評価額の記載における宅地等の利用区分に応じて「面積」及び「評価額」を記入します。  
 (1) 「①宅地等の面積」欄は、「宅地等」が区分である場合には、区分に応じた面積を記入してください。  
 (2) 「②」に該当する場合は、特例については、面積の面積を区分面積として評価した金額を記入してください。

宅地等の所在地	特例開始の直前における宅地等の利用区分	①宅地等の面積	165㎡
A	①のうち居住用宅地等の専用に供されていた宅地等 (B、C及びDに該当するものを除きます。)	②	③
B	①のうち特定居住用宅地等 (貸付事業を除きます。) の用に供されていた宅地等	④	⑤
C	①のうち貸付事業等の貸付事業の用に供されていた宅地等 (相続開始の直前に譲渡前に貸付事業の用に供されていたと認められる部分の除外)	⑥	⑦
D	①のうち特定居住用宅地等の専用に供されていた宅地等 (Cに該当する区分以外の部分の除外)	⑧	⑨
E	①のうち特定居住用宅地等の専用に供されていた宅地等	165	61,350,000
F	①のうちAからDの宅地等に該当しない宅地等	⑩	⑪

2 一の宅地等の取得者ごとの面積及び評価額

上記のAからDまでの利用区分の「面積」及び「評価額」を、半減率の取得者ごとに記入します。「宅地等」を1人で取得した場合には、「1/1」と記入します。  
 (1) 「取得割合」欄は、「宅地等」の取得又は取得により取得した取得割合を記入します。「宅地等」を1人で取得した場合には、「1/1」と記入します。  
 (2) 「1」欄に記入した宅地等とは、上記のAからDまでの「宅地等」(面積)及び「評価額」を併用して併用して面積及び評価額を記入します。  
 (3) 「2」欄に記入するものは、特例の対象となる「宅地等」(面積)及び「評価額」のうち、特例の対象として選択する部分の「面積」及び「評価額」を記入してください。上記に「特定居住用宅地等」として選択する部分の「面積」及び「評価額」を記入してください。  
 (4) 「3」欄に記入するものは、特例の対象となる「宅地等」(面積)及び「評価額」のうち、「2」欄に記入した宅地等以外の「面積」及び「評価額」を記入してください。  
 (5) 「4」欄に記入するものは、特例の対象となる「宅地等」(面積)及び「評価額」のうち、「2」欄に記入した宅地等以外の「面積」及び「評価額」を記入してください。

宅地等の取得者氏名	面積 (㎡)	取得割合	1/1	2	3	4
国税 花子						
A	82.5	82.5	82.5	32,175,000		
B						
C						
D						
E	82.5	82.5	82.5	32,175,000		
F						

宅地等の取得者氏名	面積 (㎡)	取得割合	1/2	2	3	4
国税 一郎						
A						
B						
C						
D						
E	82.5	82.5	82.5	32,175,000		
F						

「2」左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等に記入した宅地等の「面積」及び「評価額」を③欄及び④欄に記入します。

(第4頁) 11-12-0-5-A-4(第)

第11・11の2表の付表1(別表) (平成27年分以降適用)



# +α 特例適用要件の概要

相続開始の直前における宅地等の利用区分		名称	限度面積		減額割合	
			~H26.12.31	H27.1.1~		
被相続人等の事業の用に供されていた宅地等	貸付事業以外の事業の宅地等	特定事業用宅地等	400m <sup>2</sup>	400m <sup>2</sup>	80%	
	貸付事業用の宅地等	同族会社に貸し付けられ、その法人の事業（貸付事業を除く）用の宅地等	特定同族会社事業用宅地等	400m <sup>2</sup>	400m <sup>2</sup>	80%
		同族会社に貸し付けられ、その法人の貸付事業用の宅地等	貸付事業用宅地等	200m <sup>2</sup>	200m <sup>2</sup>	50%
		同族会社に貸し付けられ、その法人の貸付事業用の宅地等	貸付事業用宅地等	200m <sup>2</sup>	200m <sup>2</sup>	50%
		被相続人等の貸付事業用の宅地等	貸付事業用宅地等	200m <sup>2</sup>	200m <sup>2</sup>	50%
被相続人等の居住用の用に供されていた宅地等		特定居住用宅地等	240m <sup>2</sup>	330m <sup>2</sup>	80%	

完全併用可能

他の区分(特定事業用等宅地等、特定居住用宅地等)との調整計算

A

B

$$(A \times 200/400) + (B \times 200/330) + C \leq 200\text{m}^2$$

# 記載例から確認する作成上のコツ (第13表)

## ■ 債務及び葬式費用明細書 作成上のコツ

ポイントは・・・

- ・網羅性 (漏れないこと)
- ➔ 特に固定資産税・都市計画税は注意  
賦課期日 (1月1日) で判定

例えば、1月15日相続開始の場合  
4月に課税明細が送付されるが、その  
金額全額を債務控除可能

逆に、12月15日相続発生の場合  
全額、控除不可となる。

- ➔ 貸家：預り保証金を失念しない

「種類」欄は、公租公課、銀行借入金、未払金、買掛金、その他の債務に区分して記入します。  
なお、「細目」欄は次の事項を記入します。  
(公租公課)  
所得税及び復興特別所得税、市町村民税、固定資産税などの税目とその年度 (銀行借入金) 当座借越、証書借入れ、手形借入れ (未払金) 未払金の発生原因 (買掛金) 記入の必要はありません。  
(その他) 債務の内容

公租公課については、税務署名や市町村名などを「氏名又は名称」欄に記入し、「住所又は所在地」欄の記入は省略しても差し支えありません。

各相続人が相続分に応じてそれぞれ負担するとした場合に計算される各相続人の金額を記入します。

債務及び葬式費用の明細書							被相続人	国税 太郎
1 債務の明細 (この表は、被相続人の債務について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。)							負担することが確定した債務	
種類	細目	債 務 の 明 細			金額	負担する人の氏名		
		氏名又は名称	住所又は所在地	発生年月日 弁済期限		氏名	金額	
公租公課	30年度分 固定資産税	春日部市役所		30・1・1	345,900	国税 一郎	345,900	
〃	〃	文京区税務所		30・1・1	250,800	〃	250,800	
〃	〃	〇〇町役場		30・1・1	4,800	〃	4,800	
〃	30年度分所得税 (確定申告)	春日部税務署		30・5・11	310,800	〃	310,800	
〃	30年度分 市民税	春日部市役所		30・1・1	510,700	〃	510,700	
銀行借入金	証書借入れ	〇〇銀行 〇〇支店	春日部市〇〇 〇丁目〇番〇号	21・1・15 31・3・15	22,633,340	〃	22,633,340	
合 計					24,056,340			
2 葬式費用の明細 (この表は、被相続人の葬式に要した費用について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。)							負担することが確定した葬式費用	
葬 式 費 用 の 明 細				負担する人の氏名				
支 払 先		氏名又は名称	住所又は所在地	支払年月日	金額	氏名		
氏名又は名称	住所又は所在地					氏名	金額	
〇〇寺	春日部市〇〇 ×丁目×番×号	春日部市〇〇 ×丁目×番×号		30・5・15	1,500,000	国税 花子	1,500,000	
〇〇タクシー	春日部市〇〇 ×丁目×番×号	春日部市〇〇 ×丁目×番×号		30・5・15	150,600	〃	150,600	
〇〇商店	春日部市〇〇 ×丁目×番×号	春日部市〇〇 ×丁目×番×号		30・5・15	100,900	〃	100,900	
〇〇酒店	春日部市〇〇 ×丁目×番×号	春日部市〇〇 ×丁目×番×号		30・5・15	20,300	〃	20,300	
〇〇葬儀社	春日部市〇〇 ×丁目×番×号	春日部市〇〇 ×丁目×番×号		30・5・15	1,500,000	〃	1,500,000	
その他	(別紙のとおり)			・	87,800	〃	87,800	
合 計					3,359,600			
3 債務及び葬式費用の合計額								
債務などを承継した人の氏名		(各人の合計)		国税 花子	国税 一郎			
債 務	負担することが確定した債務	①	24,056,340		24,056,340			
	負担することが確定していない債務	②						
	計 (①+②)	③	24,056,340		24,056,340			
葬 式 費 用	負担することが確定した葬式費用	④	3,359,600	3,359,600				
	負担することが確定していない葬式費用	⑤						
	計 (④+⑤)	⑥	3,359,600	3,359,600				
合 計	計 (③+⑥)	⑦	27,415,940	3,359,600	24,056,340			

(注) 1 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「債務及び葬式費用の金額③」欄に転記します。  
2 ③、⑥及び⑦欄の金額を第15表の③、⑥及び⑦欄にそれぞれ転記します。

第13表 (平成30年分以降用)

# 記載例から確認する作成上のコツ (第15表)

■ 相続財産の種類別価額表 (この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。)

FD 3 5 3 7

項目	被相続人		相続人	
	氏名	住所	氏名	住所
① 国債 国債 国債				
② 国債 国債 国債				
③ 国債 国債 国債				
④ 国債 国債 国債				
⑤ 国債 国債 国債				
⑥ 国債 国債 国債				
⑦ 国債 国債 国債				
⑧ 国債 国債 国債				
⑨ 国債 国債 国債				
⑩ 国債 国債 国債				
⑪ 国債 国債 国債				
⑫ 国債 国債 国債				
⑬ 国債 国債 国債				
⑭ 国債 国債 国債				
⑮ 国債 国債 国債				
⑯ 国債 国債 国債				
⑰ 国債 国債 国債				
⑱ 国債 国債 国債				
⑲ 国債 国債 国債				
⑳ 国債 国債 国債				
㉑ 国債 国債 国債				
㉒ 国債 国債 国債				
㉓ 国債 国債 国債				
㉔ 国債 国債 国債				
㉕ 国債 国債 国債				
㉖ 国債 国債 国債				
㉗ 国債 国債 国債				
㉘ 国債 国債 国債				
㉙ 国債 国債 国債				
㉚ 国債 国債 国債				
㉛ 国債 国債 国債				
㉜ 国債 国債 国債				
㉝ 国債 国債 国債				
㉞ 国債 国債 国債				
㉟ 国債 国債 国債				
㊱ 国債 国債 国債				
㊲ 国債 国債 国債				
㊳ 国債 国債 国債				
㊴ 国債 国債 国債				
㊵ 国債 国債 国債				
㊶ 国債 国債 国債				
㊷ 国債 国債 国債				
㊸ 国債 国債 国債				
㊹ 国債 国債 国債				
㊺ 国債 国債 国債				
㊻ 国債 国債 国債				
㊼ 国債 国債 国債				
㊽ 国債 国債 国債				
㊾ 国債 国債 国債				
㊿ 国債 国債 国債				

①～⑥、⑨～㉞の各欄は、第11表の価額を記入します。

第12表の価額を記入します。

代償財産がある場合その価額は、各人ごとに、本来取得したその他財産と区分して②欄に、2段書きしてください。

第11の2表の①欄の金額を記入します。

第13表の金額を記入します。

第14表の④欄の金額を記入します。

第15表 (平成30年分以降用)

■ 相続財産の種類別価額表(続) (この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。)

FD 3 5 3 8

項目	被相続人		相続人	
	氏名	住所	氏名	住所
① 国債 国債 国債				
② 国債 国債 国債				
③ 国債 国債 国債				
④ 国債 国債 国債				
⑤ 国債 国債 国債				
⑥ 国債 国債 国債				
⑦ 国債 国債 国債				
⑧ 国債 国債 国債				
⑨ 国債 国債 国債				
⑩ 国債 国債 国債				
⑪ 国債 国債 国債				
⑫ 国債 国債 国債				
⑬ 国債 国債 国債				
⑭ 国債 国債 国債				
⑮ 国債 国債 国債				
⑯ 国債 国債 国債				
⑰ 国債 国債 国債				
⑱ 国債 国債 国債				
⑲ 国債 国債 国債				
⑳ 国債 国債 国債				
㉑ 国債 国債 国債				
㉒ 国債 国債 国債				
㉓ 国債 国債 国債				
㉔ 国債 国債 国債				
㉕ 国債 国債 国債				
㉖ 国債 国債 国債				
㉗ 国債 国債 国債				
㉘ 国債 国債 国債				
㉙ 国債 国債 国債				
㉚ 国債 国債 国債				
㉛ 国債 国債 国債				
㉜ 国債 国債 国債				
㉝ 国債 国債 国債				
㉞ 国債 国債 国債				
㉟ 国債 国債 国債				
㊱ 国債 国債 国債				
㊲ 国債 国債 国債				
㊳ 国債 国債 国債				
㊴ 国債 国債 国債				
㊵ 国債 国債 国債				
㊶ 国債 国債 国債				
㊷ 国債 国債 国債				
㊸ 国債 国債 国債				
㊹ 国債 国債 国債				
㊺ 国債 国債 国債				
㊻ 国債 国債 国債				
㊼ 国債 国債 国債				
㊽ 国債 国債 国債				
㊾ 国債 国債 国債				
㊿ 国債 国債 国債				

第15表 (平成30年分以降用)

相続税の延納申請を行う場合、納付すべき相続税のうち「非上場株式等」についての相続税の納税額予及び免除の特例又は「非上場株式等の特例適用者が死亡した場合の相続税の納税額予及び免除の特例」の適用を受ける税額があるときは、特例対象(相続)非上場株式等のうち「特定同族会社の株式及び出資」に該当するものは②欄に、該当しないものは③欄に、それぞれの特例対象(相続)非上場株式等の価額(注1)を記入します。

また、「非上場株式等」についての相続税の納税額予及び免除の特例又は「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税額予及び免除」の特例を受ける税額があるときは、②欄又は③欄に、それぞれの対象(相続)非上場株式等の価額(注1)の80%の額を記入します。(1目次裏の欄は切り上げます。)

なお、(特例)対象(相続)非上場株式等に係る会社又は当該会社の特別関係会社であって当該会社との間に支配関係がある法人が外国会社(注2)その他税務特別措置法施行令第40条の8の2第12項に規定する会社の株式を保有する場合については、記入しないでください。

(注) 1 相続税申告書第8の2の2表の付表1及び2又は第8の2表の付表1から3までの各A欄の価額を「特定同族会社の株式又は出資」の該当・非該当ごとに合計した金額です。

2 (特例)対象(相続)非上場株式等に係る会社と相続税特別措置法第40条の8の2第8項に定める特別の関係がある会社に該当するものに限りです。

3 医療法人等の特例適用対象の医療法人等の特例の価額については②欄から④欄には記入しないでください。

## ■ 相続税申告ソフトの場合、自動転記されます

# 記載例から確認する作成上のコツ (第1表)

申告される方のマイナンバー(個人番号)を左端を空欄にした上で記入してください。

フリガナ、生年月日は必ず記入してください。

相続開始の日における職業・役職を記入してください。

相続開始の日における年齢を記入してください。

## 相続税の申告書

FD 3559

第1表(平成30年分以降用)

①欄の金額-②欄の金額が黒字の場合で、③欄の金額-④欄の金額-⑤欄の金額が赤字のときは、⑥欄の小計は「0」となります。なお、⑦欄の金額-⑧欄の金額が「0」の場合又は赤字の場合には、⑨欄の医療法人持分税額控除額は「0」となります。

赤字となる場合には左端に△を付してください。

⑩欄の金額-⑪欄の金額が黒字の場合で、⑫欄の金額-⑬欄の金額が赤字のときは、⑭欄の小計は「0」となります。なお、⑮欄の金額-⑯欄の金額が「0」の場合又は赤字の場合には、⑰欄の医療法人持分税額控除額は「0」となります。

相続税の申告書を作成された税理士の方へ  
税理士法第30条(税務代理の権限の明示)、第33条の2(計算事項、審査事項等を記載した書面の添付)に規定する書面を作成し、申告書と併せて提出される場合には、該当する口の中にレ印の記入をお願いします。

あん分割合に小数点以下2位未満の端数があるときは、全員の割合の合計が1.001になるように小数点以下2位未満の端数を調整して記入しても差し支えありません。

申告される方のマイナンバー(個人番号)を左端を空欄にした上で記入してください。

## 相続税の申告書(続)

FD 3560

第1表(続)(平成30年分以降用)

農業相続人がある場合には⑳㉑で計算します。

遺付される税額のある相続時精算課税適用書がある場合には、受取場所を記載する「第1表の付表2」(94ページ)を作成します。

⑳欄の金額-㉑欄の金額のうち贈与税の外国税額控除額(第11の2表㉒)がある場合の㉓欄の金額は、㉔欄の金額によらず、次の算式により計算します。  
(算式)  
㉓欄の金額-㉕欄の金額のうち贈与税の外国税額控除額(注) 上記の算式で計算する場合の㉓欄の金額は、正の数として計算します。例えば、㉔欄の金額が△2,000千円で、そのうち贈与税の外国税額控除額(その人の第11の2表の㉖欄の金額)が500千円である場合の遺付される税額(㉓欄の金額)は、2,000千円-500千円=1,500千円となります。

## ■ 相続税申告ソフトの場合、自動転記されます

# 記載例から確認する作成上のコツ (第2表)

## ■ 相続税総額 計算書 作成上のコツ

ポイントは・・・

- ➡ 相続人の確定
- ➡ 民法 VS 相続税法  
この違いを明確にしなければならない
- ➡ 例えば、実子あり、養子2人の場合  
相続税法上のカウント：養子1人まで  
養子2人とも法定相続分があるため、  
2人とも財産を取得する可能性あり

その場合、遺産分割協議書にも、相続税申告書にも名前は登場する。

⑥欄の各人ごとの金額について下の「相続税の速算表」を用いて計算した税額を記入します。

### 相続税の総額の計算書

被相続人 国税 太郎

この表は、第1表及び第3表の「相続税の総額」の計算のために使用します。  
なお、被相続人から相続、遺贈や相続時特異課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合は、この表の⑥欄及び⑦欄並びに⑧欄から⑩欄までは記入する必要がありません。

① 課税価格の合計額	② 遺産に係る基礎控除額	③ 課税遺産総額
円 498,600,000	円 4,800,000	円 450,600,000
④ 法定相続人	⑤ 法定相続分	⑥ 法定相続人の数
氏名 国税 花子 妻	法定相続分 1/2	4
国税 一郎 長男	法定相続分 1/2 × 1/4	1
税務 幸子 長女	法定相続分 1/2 × 1/4	1
合計	1	3

⑦ 法定相続分に応じた取得金額 (円) 225,300,000 (花子)  
112,650,000 (一郎)  
112,650,000 (幸子)

⑧ 相続税の総額 (円) 74,385,000 (花子)  
28,060,000 (一郎)  
28,060,000 (幸子)

⑨ 相続税の総額 (円) 130,505,000

⑩ 相続税の総額 (円) 130,505,000

⑪ 相続税の総額 (円) 130,505,000

⑫ 相続税の総額 (円) 130,505,000

⑬ 相続税の総額 (円) 130,505,000

⑭ 相続税の総額 (円) 130,505,000

⑮ 相続税の総額 (円) 130,505,000

⑯ 相続税の総額 (円) 130,505,000

⑰ 相続税の総額 (円) 130,505,000

⑱ 相続税の総額 (円) 130,505,000

⑲ 相続税の総額 (円) 130,505,000

⑳ 相続税の総額 (円) 130,505,000

㉑ 相続税の総額 (円) 130,505,000

㉒ 相続税の総額 (円) 130,505,000

㉓ 相続税の総額 (円) 130,505,000

㉔ 相続税の総額 (円) 130,505,000

㉕ 相続税の総額 (円) 130,505,000

㉖ 相続税の総額 (円) 130,505,000

㉗ 相続税の総額 (円) 130,505,000

㉘ 相続税の総額 (円) 130,505,000

㉙ 相続税の総額 (円) 130,505,000

㉚ 相続税の総額 (円) 130,505,000

㉛ 相続税の総額 (円) 130,505,000

㉜ 相続税の総額 (円) 130,505,000

㉝ 相続税の総額 (円) 130,505,000

㉞ 相続税の総額 (円) 130,505,000

㉟ 相続税の総額 (円) 130,505,000

㊱ 相続税の総額 (円) 130,505,000

㊲ 相続税の総額 (円) 130,505,000

㊳ 相続税の総額 (円) 130,505,000

㊴ 相続税の総額 (円) 130,505,000

㊵ 相続税の総額 (円) 130,505,000

㊶ 相続税の総額 (円) 130,505,000

㊷ 相続税の総額 (円) 130,505,000

㊸ 相続税の総額 (円) 130,505,000

㊹ 相続税の総額 (円) 130,505,000

㊺ 相続税の総額 (円) 130,505,000

㊻ 相続税の総額 (円) 130,505,000

㊼ 相続税の総額 (円) 130,505,000

㊽ 相続税の総額 (円) 130,505,000

㊾ 相続税の総額 (円) 130,505,000

㊿ 相続税の総額 (円) 130,505,000

○被相続人に養子があるときは、遺産に係る基礎控除額を計算する場合の法定相続人の数に含めるその養子の数が制限される場合があります(2ページ参照)。この制限される場合における養子についても、「④法定相続人」欄に全員記入し、「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄には、次の記載例のように記入します。  
なお、この例の場合、「④法定相続人」の最下欄の「法定相続人の数」欄の人数は4人となります。

④法定相続人	⑤左の法定相続人に応じた法定相続分
氏名 被相続人との続柄	
山田花子 妻	+
山田太郎 長男	+ × + + +
山田桜子 長女	+ × + + +
山田一郎 養子	+ × + + +
山田二郎 養子	+ × + + +
法定相続人の数	4

法定相続分の合計が「1」になるか確認してください。

⑦欄の金額を第1表⑦欄へ転記します。対価を取得した人のうちに農業相続人がいない場合は、⑧欄の金額を第1表⑧欄へ転記するとともに、⑨欄の金額を第3表⑨欄へ転記します。

⑩欄の金額を第1表⑩欄へ転記します。対価を取得した人のうちに農業相続人がいない場合は、⑪欄の金額を第1表⑪欄へ転記するとともに、⑫欄の金額を第3表⑫欄へ転記します。

### 相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額	10,000千円以下	30,000千円以下	50,000千円以下	100,000千円以下	300,000千円以下	600,000千円以下	600,000千円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%
控除額	— 千円	500千円	2,000千円	7,000千円	17,000千円	27,000千円	42,000千円

この速算表の使用方法は、次のとおりです。  
⑦欄の金額×税率-控除額=⑧欄の税額  
例えば、⑦欄の金額30,000千円に対する税額(⑧欄)は、30,000千円×15%-500千円=4,000千円です。

○遺贈納付義務について  
相続税の納税については、各相続人等が相続、遺贈や相続時特異課税に係る贈与により受けた利益の価額を限度として、お互いに連帯して納付しなければならない義務があります。

## ■ 相続税法 15条

(遺産に係る基礎控除)

第一五条 相続税の総額を計算する場合においては、同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した全ての者に係る相続税の課税価格（第十九条の規定の適用がある場合には、同条の規定により相続税の課税価格とみなされた金額。次条から第十八条まで及び第十九条の二において同じ。）の合計額から、三千万円と六百万円に**当該被相続人の相続人の数**を乗じて算出した金額との合計額（以下「遺産に係る基礎控除額」という。）を控除する。

2 前項の**相続人の数**は、同項に規定する被相続人の民法第五編第二章（相続人）の規定による相続人の数（当該被相続人に養子がある場合の当該相続人の数に算入する当該被相続人の養子の数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める養子の数に限るものとし、相続の放棄があつた場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続人の数とする。）とする。

- 一 当該被相続人に実子がある場合又は当該被相続人に実子がなく、養子の数が一人である場合 一人
- 二 当該被相続人に実子がなく、養子の数が二人以上である場合 二人

3 前項の規定の適用については、次に掲げる者は実子とみなす。

- 一 民法第八百七条の二第一項（特別養子縁組の成立）に規定する特別養子縁組による養子となつた者、当該被相続人の配偶者の実子で当該被相続人の養子となつた者その他これらに準ずる者として政令で定める者
- 二 実子若しくは養子又はその直系卑属が相続開始以前に死亡し、又は相続権を失つたため民法第五編第二章の規定による相続人（相続の放棄があつた場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続人）となつたその者の直系卑属

## +α 相続税法上の養子の数

---

- 相続税法 15条2項（養子がある場合）
    - 1) 被相続人に実子がいる場合 : 1人まで
    - 2) 被相続人に実子がいない場合 : 2人まで
  - ➡ 昭和63年税制改正（昭和63年12月31日以後適用）
  - ➡ 養子カウントしない（実子とみなす）場合（後述）  
（相続税法 15条3項、相続税法施行令 3条の2）
- 
- 相続税法 15条2項（相続放棄がある場合）
    - 1) 相続放棄があつたとしても、その相続放棄はなかつたものとする

## ■ポイントは以下の2つの税制改正

- 1) 昭和63年度税制改正：養子の数に関する算入制限
- 2) 平成15年度税制改正：2割加算制度の改正（孫養子への2割加算適用）

### 1) 昭和63年度税制改正：養子の数に関する算入制限（相法15Ⅱ）

- ①被相続人に実子がいる場合：1人まで
- ②被相続人に実子がいない場合：2人まで

→ 昭和63年12月31日以後に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税から適用

ただし、養子の数を法定相続人の数に含めることで相続税の負担を不当に減少させる結果となると認められる場合、その原因となる養子の数は、上記①又は②の養子の数に含めることはできない。（相通63-2）

なお、次のいずれかに当てはまる養子は、実子として取り扱われ、すべて法定相続人の数に含まれる。  
（相法12Ⅲ①②、相令3の2）

1. 被相続人との特別養子縁組により被相続人の養子となっている人
2. **被相続人の配偶者の実の子供で被相続人の養子となっている人**
3. 被相続人と配偶者の結婚前に特別養子縁組によりその配偶者の養子となっていた人で、被相続人と配偶者の結婚後に被相続人の養子となった人
4. **被相続人の実の子供、養子又は直系卑属が既に死亡しているか、相続権を失ったため、その子供などに代わって相続人となった直系卑属。なお、直系卑属とは子供や孫のこと。**



# 記載例から確認する作成上のコツ（第4表）

## ■ 加算金額 明細書 作成上のコツ

（相続税額の加算）

第一八条 相続又は遺贈により財産を取得した者が当該相続又は遺贈に係る**被相続人の一親等の血族**（当該被相続人の直系卑属が相続開始以前に死亡し、又は相続権を失つたため、代襲して相続人となつた当該被相続人の直系卑属を含む。）**及び配偶者以外の者**である場合においては、その者に係る相続税額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した金額にその百分の二十に相当する金額を加算した金額とする。

2 前項の**一親等の血族**には、同項の**被相続人の直系卑属が当該被相続人の養子となつている場合を含まないものとする**。ただし、当該被相続人の直系卑属が相続開始以前に死亡し、又は相続権を失つたため、代襲して相続人となつている場合は、この限りでない。

（考え方）

相続税額が加算される対象者に、被相続人の直系卑属で当該被相続人の養子（いわゆる孫養子）が含まれることになった（相法18Ⅱ本文）。ただし、その被相続人の直系卑属が相続開始以前に死亡又は相続権を失つたため、その養子が代襲して相続人になっている場合は、2割加算の対象者から除外される（相法18Ⅱただし書）。

相続時精算課税適用者以外の人は記入を要しません。

被相続人					
<b>1 相続税額の加算金額の計算</b>					
この表は、前条、前項や相続時精算課税に係る限りによって財産を取得した人のうち、被相続人の一親等の血族（代襲して相続人となった直系卑属を含む。）及び配偶者以外の人のうち、相続時別荘置法第70条の2の3（直系尊属から継継子で資金の一括貯蓄を受けた場合の贈与税の非課税）第10項第2号に規定する管理残額がある人は、下記「2 加算の対象とならない相続税額の計算（管理残額がある場合）」を作成します。（注）一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。					
加算の対象となる人の氏名					
各人の税額控除前の相続税額 （第1表⑧又は第1表⑨の金額）	①	円	円	円	円
相続税額の加算金額 （第1表⑩又は第1表⑪の金額）	②	円	円	円	円
加算後の相続税額 （第1表⑫又は第1表⑬の金額）	③	円	円	円	円
加算の対象とならない相続税額 （第1表⑭又は第1表⑮の金額）	④	円	円	円	円
管理残額がある場合 （注）2.の⑤の金額）	⑤	円	円	円	円
相続税額の加算金額 （第1表⑯又は第1表⑰の金額）	⑥	円	円	円	円
ただし、上⑤の金額がある場合は、 （⑥-⑤）×0.2となり、	⑦	円	円	円	円
（注）1 相続時精算課税適用者である者が相続開始の時点で被相続人の養子となつた場合は、「相続時精算課税に係る贈与を受けた人で、かつ、相続開始の時点で被相続人との続柄に変更があつた場合」には含まれませんので②欄から⑦欄までの記入は不要です。 2 各人の②欄の金額を第1表のその人の「相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額」欄に転記します。					

<b>2 加算の対象とならない相続税額の計算（管理残額がある場合）</b>					
この表は、加算の対象となる人のうちで、相続時別荘置法第70条の2の3（直系尊属から継継子で資金の一括貯蓄を受けた場合の贈与税の非課税）第10項第2号に規定する管理残額で被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされたものがある人が記入します。					
加算の対象となる人の氏名					
各人の税額控除前の相続税額 （第1表の⑧又は第1表の⑨の金額）	⑧	円	円	円	円
被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされる管理残額	⑨	円	円	円	円
被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産で相続税の課税価格に算入された財産の価額 （第1表①②+第1表②）	⑩	円	円	円	円
債務及び葬式費用の金額 （第1表の⑬）	⑪	円	円	円	円
⑩-⑪（赤字のときは0）	⑫	円	円	円	円
被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産を所得した人が、相続の開始前3年以内に被相続人から前年度に係る贈与によって取得した財産で相続税の課税価格に算入された財産の価額 （第1表の④）	⑬	円	円	円	円
加算の対象とならない相続税額 ⑩×⑫ ⑬+⑫	⑭	円	円	円	円
（注）各人の⑬欄の金額を「1 相続税額の加算金額の計算」のその人の⑤欄「2」の⑤の金額」欄に転記します。					

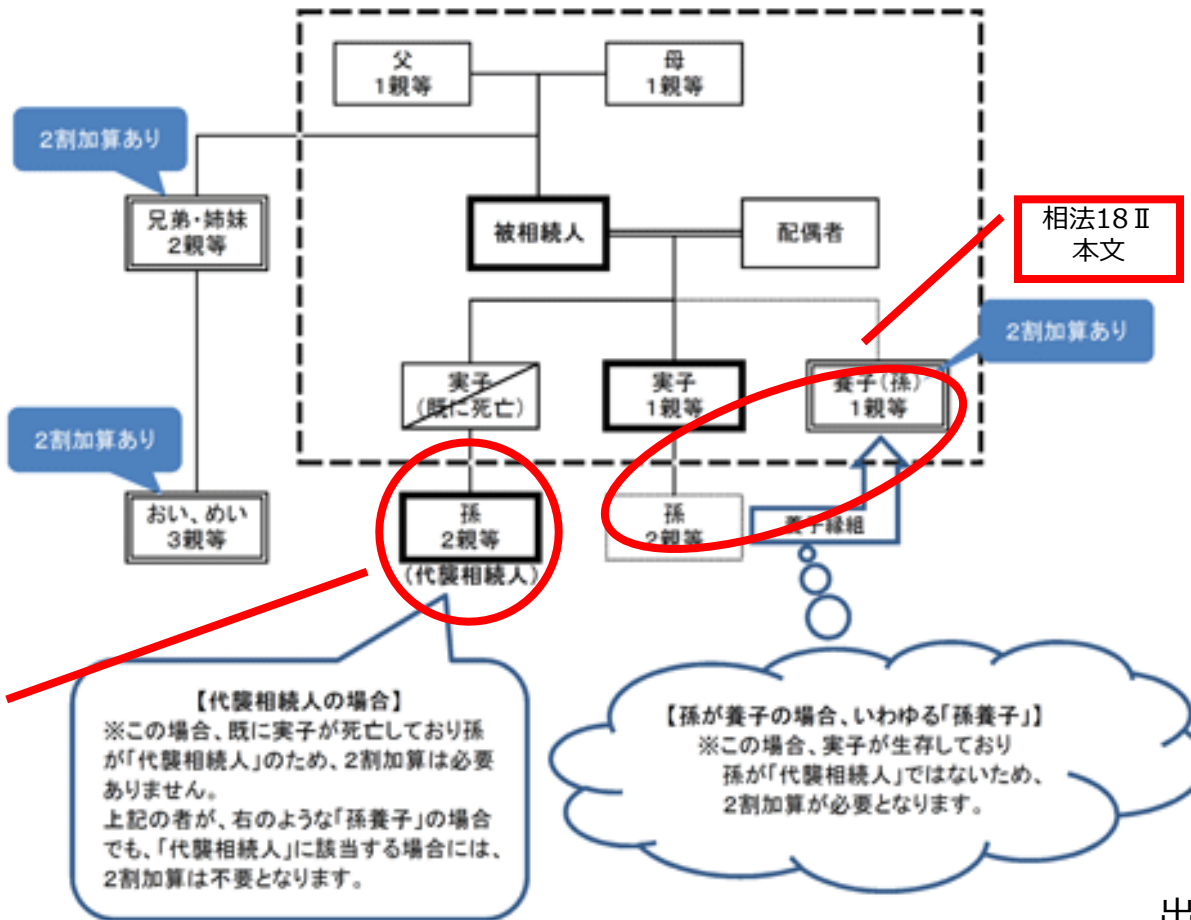
第4表（付30.7）

（資4-20-5-1-A4続-1）

第4表 平成28年分以降用

## ○ 相続税額の2割加算の対象となる人

○ 配偶者・1親等の血族(原則として、2割加算の対象とならない)



出典：国税庁タックスアンサー

# 記載例から確認する作成上のコツ（第4表の2）

## ■ 贈与税額控除額 計算書 作成上のコツ

ポイントは・・・

1. 贈与税申告の有無を確認

2. 預金調査を必ず実施

- ➡ 贈与税申告の有無にかかわらず加算
- ➡ 基礎控除（110万円）超であれば期限後申告を実施。

無申告加算税&延滞税負担あり

- ➡ ただし、相続開始年と同じ年における贈与は加算不要
- 贈与税の配偶者控除だけは注意

3. 3年以内の起算日：相続開始日以前3年
4. 建物贈与した場合には、贈与税申告における評価額を加算する（≠相続時の評価額）

+α 贈与税申告していれば、開示請求書でも加算する評価額は判明する。

被相続人		国税 太郎	
<small>この表は、第1表の「1」記載事項に無算される暦年課税分の贈与税額及び特定贈与財産価額(相続)に記入した財産のうち相続税の課税対象に算入されるものについて、贈与税が課税されている場合に記入します。</small>			
贈与を受ける人の氏名	税務 幸子	税務 幸子	税務 幸子
贈与税の申告書の提出先	税務署	税務署	税務署
相続開始の年の前々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額 ①	0	0	0
②のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額(贈与税額の計算の対象とならない部分) ②	0	0	0
その年の暦年課税分の贈与税額(表面の「2」参照)	0	0	0
贈与を受ける贈与税額(特例贈与財産分) (①×②+③)	0	0	0
被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産(「特例贈与財産」を取得した場合) 相続開始の年の前々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額 ④	0	0	0
⑤のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額(贈与税額の計算の対象とならない部分) ⑤	0	0	0
その年の暦年課税分の贈与税額(表面の「3」参照)	0	0	0
贈与を受ける贈与税額(一般贈与財産分) (④×⑥+⑤)	0	0	0
贈与税の申告書の提出先	税務署	税務署	税務署
被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産(「特例贈与財産」を取得した場合) 相続開始の年の前々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額 ⑧	0	0	0
⑨のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額(贈与税額の計算の対象とならない部分) ⑨	0	0	0
その年の暦年課税分の贈与税額(表面の「2」参照)	0	0	0
贈与を受ける贈与税額(特例贈与財産分) (⑧×⑩+⑨)	0	0	0
被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産(「特例贈与財産」を取得した場合) 相続開始の年の前々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額 ⑪	0	0	0
⑫のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額(贈与税額の計算の対象とならない部分) ⑫	0	0	0
その年の暦年課税分の贈与税額(表面の「3」参照)	0	0	0
贈与を受ける贈与税額(一般贈与財産分) (⑪×⑬+⑫)	0	0	0
贈与税の申告書の提出先	市川 税務署	税務署	税務署
被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産(「特例贈与財産」を取得した場合) 相続開始の年の前々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額 ⑭	2,000,000	0	0
⑮のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額(贈与税額の計算の対象とならない部分) ⑮	2,000,000	0	0
その年の暦年課税分の贈与税額(表面の「2」参照)	90,000	0	0
贈与を受ける贈与税額(特例贈与財産分) (⑭×⑯+⑮)	90,000	0	0
被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産(「特例贈与財産」を取得した場合) 相続開始の年の前々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額 ⑰	0	0	0
⑱のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額(贈与税額の計算の対象とならない部分) ⑱	0	0	0
その年の暦年課税分の贈与税額(表面の「3」参照)	0	0	0
贈与を受ける贈与税額(一般贈与財産分) (⑰×⑲+⑱)	0	0	0
暦年課税分の贈与税額控除額合計 (①+④+⑧+⑪+⑬+⑰)	90,000	0	0

第4表の2(平成30年分用)

特定贈与財産(4ページ参照)に該当するものがある場合には、被相続人から贈与を受けた財産の価額からその特定贈与財産の価額を差し引いた金額を記入します。

それぞれの年に課税された暦年課税分の贈与税額(利子税、延滞税及び加算税の額は含まれません。)を記入します。  
 なお、同年中に贈与により取得した財産が「特例贈与財産」と「一般贈与財産」の両方の財産である場合には、申告書第4表の2裏面の【記入に当たっての留意事項】をご確認ください。

# 記載例から確認する作成上のコツ（第5表）

## ■ 配偶者の税額軽減額計算書 作成上のコツ

ポイントは・・・

### ・ 3要件の把握

① 正式な配偶者

② 遺産分割の成立

③ 相続税申告の実施（期限後申告でも可）

・ 相続税申告期限までに未分割の場合

➡ 未分割申告（当初申告）において、「三年内分割見込書」を提出

➡ 相続税申告期限での納付が必要になるため、納税資金繰りを検討

・ 二次相続まで考えて一次相続を決定

第5表 平成21年4月分以降用

配偶者の税額軽減額の計算書		被相続人	国税 太郎
私は、相続税法第19条の2第1項の規定による配偶者の税額軽減の適用を受けます。			
1 一般の場合（この表は、①被相続人から相続、遺贈や相続時特種贈与に係る場合にあって財産を取得した人の中に農業被相続人がいない場合又は②配偶者が農業被相続人である場合に記入します。）			
課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額	(第1表の③の金額) × $\frac{1}{2}$ = 249,300,000円	④	円
上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円			
配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	① 分割財産の価額 (第1表の配偶者の①の金額) 256,646,350円	② 債務及び葬式費用の金額 (第1表の配偶者の②の金額) 3,359,600円	③ 未分割財産の価額 (第1表の配偶者の②の金額) 3,359,600円
	④ (②-③)の金額 (第1表の配偶者の②の金額より大きいときは0)	⑤ 純資産価額に追加される課税価格 (第1表の配偶者の⑤の金額)	⑥ (①-④)の金額 (⑤の金額より小さいときは⑤の金額) (1,000円未満切捨て)
	円	円	円
	円	円	円
⑦ 相続税の総額 (第1表の⑦の金額)	⑧ (⑥の金額と⑦の金額のうちいずれか少ない方の金額)	⑨ 課税価格の合計額 (第1表の⑨の金額)	⑩ 配偶者の税額軽減の額となる金額 (⑧×⑩÷⑨)
円	円	円	円
130,505,000	249,300,000	498,600,000	65,252,500
配偶者の税額軽減の限度額 (第1表の配偶者の⑩又は⑪の金額)	(第1表の配偶者の⑩の金額)	⑪ (第1表の配偶者の⑩の金額)	⑫ 配偶者の税額軽減額 (⑩×⑫÷⑪)
円	円	円	円
66,557,550	0	66,557,550	66,557,550
配偶者の税額軽減額	(⑩の金額と⑫の金額のうちいずれか少ない方の金額)	⑬	円
			65,252,500
(注) ⑬の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額」欄に転記します。			
2 配偶者以外の方が農業被相続人である場合（この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時特種贈与に係る場合にあって財産を取得した人の中に農業被相続人がいる場合で、かつ、その農業被相続人が配偶者以外の場合に記入します。）			
課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額	(第3表の③の金額) × $\frac{1}{2}$ = 円	④	円
上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円			
配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	① 分割財産の価額 (第1表の配偶者の①の金額)	② 債務及び葬式費用の金額 (第1表の配偶者の②の金額)	③ 未分割財産の価額 (第1表の配偶者の②の金額)
	④ (②-③)の金額 (第1表の配偶者の②の金額より大きいときは0)	⑤ 純資産価額に追加される課税価格 (第1表の配偶者の⑤の金額)	⑥ (①-④)の金額 (⑤の金額より小さいときは⑤の金額) (1,000円未満切捨て)
	円	円	円
	円	円	円
⑦ 相続税の総額 (第3表の⑦の金額)	⑧ (⑥の金額と⑦の金額のうちいずれか少ない方の金額)	⑨ 課税価格の合計額 (第3表の⑨の金額)	⑩ 配偶者の税額軽減の額となる金額 (⑧×⑩÷⑨)
円	円	円	円
00		000	
配偶者の税額軽減の限度額 (第1表の配偶者の⑩又は⑪の金額)	(第1表の配偶者の⑩の金額)	⑪ (第1表の配偶者の⑩の金額)	⑫ 配偶者の税額軽減額 (⑩×⑫÷⑪)
円	円	円	円
配偶者の税額軽減額	(⑩の金額と⑫の金額のうちいずれか少ない方の金額)	⑬	円
(注) ⑬の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額」欄に転記します。			

円単位まで計算した金額を記入します。  
配偶者が農業被相続人である場合には、第1表の⑩欄の金額を記入します。

※ 相続税法第19条の2第5項(遺産又は収拾があった場合の配偶者の相続税額の軽減の不適用)の規定の適用があるときは、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の(第1表の③の金額)、④、⑤、⑥、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の(第3表の③の金額)、⑦、⑧及び⑨の各欄は、第5表の付表で計算した金額を転記します。

第5表(半3.7) (頁1-20-6-1-A4続)

+α 相続税申告ソフトの場合  
➡ 遺産分割協議での配分が決まれば他の入力により自動転記されます

# 記載例から確認する作成上のコツ（第6表）

## ■ 未成年者控除額・障害者控除額 計算書 作成上のコツ

ポイントは・・・

### ・未成年者控除

- ➡ 相続開始年月日での未成年者判定 ≠ 遺産分割協議日、相続税申告期限

### ・障害者控除

- ➡ ヒアリングを徹底
- ➡ 障害者手帳等の確認が必須
- ➡ ヒアリング方法に注意

### ・両者共通

- ➡ 過去の相続税申告における控除有無
- ➡ 本人で控除しきれない場合の対応

### 未成年者控除額の計算書 障害者控除額

未成年者控除 (この表は、相続、遺贈や相続時特種課税に係る贈りによって財産を取得した法定相続人のうちに、満20歳にならない人がいる場合に記入します。)				
未成年者の氏名	計			
年 齢 (1年未満切捨て) ①	歳	歳	歳	歳
未成年者控除額 ②	円	円	円	円
未成年者の第1表の(10)～(12)又は(10)～(12)の相続税額 ③	円	円	円	円
控除しきれない金額 (②-③) ④	円	円	円	円
扶養義務者の相続税額から控除する未成年者控除額 ⑤	円	円	円	円
未成年者控除額 ⑥	円	円	円	円

障害者控除 (この表は、相続、遺贈や相続時特種課税に係る贈りによって財産を取得した法定相続人のうちに、一般障害者又は特別障害者がある場合に記入します。)				
障害者の氏名	計			
年 齢 (1年未満切捨て) ①	歳	歳	歳	歳
障害者控除額 ②	円	円	円	円
障害者の第1表の(10)～(12)又は(10)～(12)の相続税額 ③	円	円	円	円
控除しきれない金額 (②-③) ④	円	円	円	円
扶養義務者の相続税額から控除する障害者控除額 ⑤	円	円	円	円
障害者控除額 ⑥	円	円	円	円

過去の相続の際に未成年者控除の適用を受けた人で控除額に制限がある場合(12ページ参照)には、今回受けることができる金額を②欄に記入するとともに欄外にその計算の明細を記入し、「10万円×(20歳-歳)」の文字を二本線で抹消してください。

過去の相続の際に障害者控除の適用を受けた人で控除額に制限がある場合(12ページ参照)には、今回受けることができる金額を②欄に記入するとともに欄外にその計算の明細を記入し、「10万円×(85歳-歳)」又は「20万円×(85歳-歳)」の文字を二本線で抹消してください。なお、この場合の障害者控除額の計算方法については税務署にお尋ねください。

第6表(平30.7) (頁4-20-7-A4(一))

# 記載例から確認する作成上のコツ (第7表、第8表)

相続の放棄をした人  
や相続権を失った人  
は除かれます。

相次相続控除額の計算書				被相続人	国税 太郎
この表は、被相続人が今回の相続の開始前10年以内に開始した前の相続について、相続税を課税されている場合に記入します。					
1 相次相続控除額の総額の計算					
前の相続に係る被相続人の氏名		前の相続に係る被相続人と今回の相続に係る被相続人の続柄		前の相続に係る相続税の申告書の発行先	
国税 太郎		国税 太郎の父		春日部 税務署	
① 前の相続の年月日	② 今回の相続の年月日	③ 前の相続から今回の相続までの期間(1年未満切捨て)	④ 10年 - ③の年数		
平成 21年 3月 10日	平成 30年 5月 11日	9年	1年		
⑤ 被相続人が前の相続の時に取得した純資産価額(相続時特異課税適用財産の価額を含みます。)		⑦ 前の相続の際の被相続人の相続税額		⑧ (⑤-⑥)の金額	
19,411,546 円		4,250,000 円		15,161,546 円	
⑨(の相続税額)		⑩(の年数)		相次相続控除額の総額	
4,250,000 円 × $\frac{⑨}{⑩}$		15,161,546 円 × $\frac{⑩}{10年}$		425,000 円	
2 各相続人の相次相続控除額の計算					
[1] 一般の場合 (この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時特異課税に係る贈与によって財産を取得した人のうち、農業相続人がいない場合に、財産を取得した相続人の全ての人を記入します。)					
今回の相続の被相続人から財産を取得した相続人の氏名	⑪ 相次相続控除額の総額	⑫ 各相続人の純資産価額(第1表の各人の⑤の金額)	⑬ 相続人以外の人も含めた純資産価額の合計額(第1表の⑤の各人の合計)	⑭ 各人の⑬の割合	⑮ 各人の相次相続控除額の合計(⑪×各人の⑭の割合)
国税 花子	(上記⑪の金額)	253,286,750 円		0.5110686	217,204 円
国税 一郎		129,636,813 円		0.2615743	111,169 円
税務 幸子	425,000 円	112,678,683 円	495,602,246 円	0.2273570	96,627 円
[2] 相続人のうちに農業相続人がいる場合 (この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時特異課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合に、財産を取得した相続人の全ての人を記入します。)					
今回の相続の被相続人から財産を取得した相続人の氏名	⑯ 相次相続控除額の総額	⑰ 各相続人の純資産価額(第3表の各人の⑤の金額)	⑱ 相続人以外の人も含めた純資産価額の合計額(第3表の⑤の各人の合計)	⑲ 各人の⑱の割合	⑳ 各人の相次相続控除額の合計(⑯×各人の⑲の割合)
	(上記⑯の金額)				
(注) ① ①欄の相続税額は、相続時特異課税分の贈与税額控除後の金額をい、その被相続人が納税猶予の適用を受けていた場合の免除された相続税額並びに延滞税、利子税及び加算税の額は含まれません。					
② 各人の⑬又は⑱欄の金額を第1表のその人の「相次相続控除額」欄に転記します。					

第7表 (平成21年4月分以降)

外国税額控除額の計算書								被相続人
1 外国税額控除 (この表は、課税される財産のうち外国にあるものがあり、その財産について外国において日本の相続税に相当する税が課税されている場合に記入します。)								
外国で相続税に相当する税を課せられた人の氏名	① 外国の法により課せられた税の名称	② 税額	③ ①の目現在における邦貨換算率	④ 邦貨換算税額(②×③)	⑤ 邦貨換算在外純財産の価額	⑥ ⑤の金額の10%の割合	⑦ 相次相続控除後の税額×⑥	⑧ 控除額(④と⑦のうちいずれか少ない方の金額)
..	..	..	..	..	..	..	..	..
(注) ① ①欄は、在外財産の価額(被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産及び相続時特異課税適用財産の価額を含みます。)からその財産についての世帯の金額を控除した価額を記します。								
② ②欄の「取得財産の価額」は、第1表の③欄の金額と被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額によります。								
③ 各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「外国税額控除額」欄に転記します。								
2 農地等納税猶予税額 (この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。)								
農業相続人の氏名								
納税猶予の基となる税額(第3表の各農業相続人の⑩の金額)								
相次相続の2割が加算が適用される場合の加算金額(⑩×0.2)								
税額控除額の計(第1表の各農業相続人の⑩+⑪の金額)								
第3表⑩の各農業相続人の算出税額								
相次相続の2割加算が加算される場合の加算金額(⑩×0.2)								
⑬(⑩+⑪+⑫)の金額(赤字のときは0)								
農地等納税猶予税額(⑬+⑭-⑮)(100円未満切捨て、赤字のときは0)								
(注) 各人の⑬欄の金額を第1表のその人の「農地等納税猶予税額」欄に転記します。なお、その人が、非上場株式会社等についての納税猶予及び免除、非上場株式会社等についての納税猶予及び免除の特例、山林についての納税猶予及び免除又は医療法人の持分についての納税猶予及び免除若しくは医療法人の持分についての税額控除の適用を受ける場合は、第8表の⑬欄の金額を第1表のその人の「農地等納税猶予税額」欄に転記します。								

第8表 (平成30年分以降)

■ 第7表：「過去10年以内の相続の有無」を確認し、あれば当該相続税申告を用いて金額入力

■ 第8表：実務上、登場場面が少ないので割愛

# 預金異動に関する 調査手法の公開

# 相続税申告作成段階での 預金対応における 実施事項と留意点



## 1. 被相続人の預金移動表作成（必須）

弊社では、**最低直前 5 年間**は実施しています。ただし、これまでほとんどのケースでは 10 年間程度実施しています。保管している通帳が 10 年以上あれば全て預り預金移動表を作成し可能な限り、預金移動の把握に努めます。

### 預金移動表イメージ

	〇〇銀行		〇〇銀行		郵便局		取引内容
	〇〇支店		〇〇支店				
	普通		定期		普通		
	111111		222222		記号番号		
日付	入金	出金	入金	出金	入金	出金	
H25.6.1		2,000,000	2,000,000				普通から定期へ振替
H25.8.3	28,900,000						土地譲渡代金入金
H25.9.5		3,000,000					配偶者口座へ振込
H25.11.18		1,000,000			1,000,000		郵便局へ振替

## 1. 被相続人の預金移動表作成（必須）

預金移動表作成時の注意点は以下のとおり。

- 1) 本人保有の口座全てを記載
- 2) 最低50万円以上の入出金を抽出
- 3) 50万円以下でも同日若しくは近日中の複数回引き出しでも抽出
- 4) 可能な限り相続人の通帳も開示していただき反映（後述）
- 5) 口座間移動の紐付け作業
- 6) 出金内容が不明な場合には、相続人への質問実施（後述）

## 2. 上記4) 6) 対応

- 1) 相続人が通帳を開示してくれない
- 2) ヒアリングしても判明しない
  - **確認書作成（リスクヘッジ）**
  - 「自らへの贈与等の入金はない」ことの確認をする

## 確認書

私〇〇〇〇(以下、甲という)は税理士法人レディング 代表社員税理士 木下勇人(以下、乙という)へ以下の回答をしたことを確認した。

### 記

1. 甲は被相続人〇〇〇〇からの贈与による入金事実はない。

令和2年1月10日

(甲)

住 所 東京都中央区八丁堀4丁目1番地3

氏 名 印 〇〇 〇〇



(乙)

担当事務所所在地 東京都中央区八丁堀4丁目1番地3  
宝町TATSUMIビル4階

事務所の名称 税理士法人レディング

代表者氏名印 税理士・公認会計士  
代表社員 木下勇人



# 使途不明の預金引き出し における課税関係と 具体的対応策

# 預金の引き出し類型

No	資金使途	資産計上	リスク度
1	費消	×	高
2	定期預金等への振替	○	低
3	親族への各種現金贈与	×	高
4	他財産への化体	○	高
5	現金保管（貸金庫含む）	○	高
6	親族への貸付	○	中
7	借入金等の債務返済	×	中
8	扶養親族への生活費、教育費	×	中

# 類型 (No 1 : 費消)

## ■ 課税関係

費消事実の確定ができるエビデンスがあれば、原則、資産計上する必要なし。つまり、相続税は課税されない。ただし、どこまでいってもエビデンスが揃えられるかが勝負になる。

No	資金使途	リスク度	エビデンス	留意点
①	生活費、生活雑貨	低	領収書、クレジット履歴	毎月の概算生活費把握
②	水道高熱費	低	領収書、預金通帳	月々の支払実績を把握
③	各種保険（掛け捨て）	中	預金通帳、契約書	資産性のない保険かを確認
④	大きな買物（家具、家電）	低	領収書、クレジット履歴	資産性がない程度であれば、領収書
⑤	自宅の修繕	低	請求書、領収書	リフォームでない程度。工事内容のわかる資料が欲しい
⑥	旅行（趣味）	中	旅程、パスポート、旅行写真、領収書	税務調査での午前中ヒアリング、近隣の聞き込みとの整合性
⑦	パチンコ、競馬など（趣味）	高	昔からの業界雑誌・業界新聞	税務調査での午前中ヒアリング、近隣の聞き込みとの整合性
⑧	親族内での横領等	高	特になし	親の預金を子供が横領し、使い込みをするケース等

### ■ 各ケースの対応詳細

#### ①生活費、生活雑貨：

預金通帳を見ると概ね毎月同様の金額を引き出していることが多い。高齢の方々は、現金引き出しのうえ、自宅保管しておき必要な都度費消していくパターンが多い。最近ではクレジットカードで生活費を賄うようになってきているため、直近のクレジット明細を入手しておき、内容把握することも望ましい。相続発生時点での残高は「現金」として計上。

#### ②水道高熱費：

通帳引落しが一般的であるため、引落としパターンを把握しておく。最近ではクレジット払いを選択することも増えてきたため、直近のクレジット明細を把握することも望ましい。

#### ③各種保険：

自動車保険、医療保険などの各種掛け捨て保険。基本的には資産性がないが、医療保険の中には解約返戻金があるタイプもあるため、相続発生後に請求して入金がないかなどの確認は必須。また、相続発生時に入院していると医療保険を適用して入院給付金を相続発生後に相続人が受け取ることがあるため、当該事実の確認も必須となる。生命保険の場合には定期保険以外は通常資産性があるため、No4（他財産への化体）にて。

## 類型（No 1：費消）

---

### ■ 各ケースの対応詳細

#### ④ 大きな買物（家具、家電）：

家具、家電などの生活雑貨を購入する際には、相続直前でなければ「家具一式」としてバルクでの資産計上が一般的かと思われる。購入した際の領収書がないケースが圧倒的に多いが、購入直後に資産価値は大幅に下がるため、相続税申告においても領収書がなくても問題になるケースは多くないと考える。

#### ⑤ 自宅の修繕：

大規模なリフォームでない限り、現状回復的側面が強いため、資産性はないと考える。ただし、エビデンスとしての領収書は確保する必要あり。ただし、大規模なものでなければ、領収書がないことをもって否認されるケースは少ないように感じる。

#### ⑥ 旅行（趣味）：

趣味を旅行とされる方は多い。しかし、相続税申告における臨宅調査（午前中）でのヒアリングで趣味を確認されるが、その際の回答との整合性が求められる。事実をありのままに伝える必要がある。各旅行における旅程や海外旅行であればパスポート、旅行における写真、旅行会社からの請求書などが具体的な疎明資料となる。



### ■ 各ケースの対応詳細

#### ⑦パチンコ、競馬（趣味）：

これらについては「ある程度の金額を費消すること」「エビデンスとしての疎明資料がないこと」から調査において問題になるケースが多いと思われる。そのため、被相続人の趣味であることを調査官にどう心証を持ってもらえるかが重要になる。そのためには調査時に終始一貫してストーリーが成立している必要がある。事実であれば終始一貫するが、趣味でもないのに無理矢理、これらの存在を主張した場合には調査官は気付くのが当然である。特に相続直前における引き出し理由にこれらを求めるのは厳しい側面があるのは否めない。

#### ⑧親族内での横領等：

被相続人が認知症であったり、寝たきりの場合には親族が預金管理をしているケースがほとんどある。この場合、預金管理している親族の口座へ預金が移動していれば、預け金として資産計上、口座に存在しない場合、「自宅保管」として疑われてしまうことが多い。そのため、特に直前引き出しの場合には資産計上とせざるを得ない可能性が高い。この点、扶養義務の範囲内であることをどこまで主張するか。また、他の親族が勝手に通帳から引き出し横領している事実が認められれば不当利得返還請求権として資産計上となることが考えられるが、どこまでを金額を資産計上するかが実務上問題となるケースが多いと思われる。

## 類型（No 2：定期預金への振替）

---

### ■ 課税関係

被相続人の口座間移動に過ぎないため、定期預金として資産計上するのみ。ただし、各口座間でどのように移動したかを確定させておく必要があるため、資金移動表の作成が望ましい。

### ■ エビデンス

預金通帳、預金履歴、預金移動表

### ■ 留意点

被相続人と相続人との間の口座間移動の場合には、贈与・名義預金の可能性を検証する。被相続人の口座からまとまった金額が現金引き出しされていた場合には、相続人の口座へ入金（贈与等）がなかったかの確認が必須となる。

### ■ 課税関係

毎年110万円贈与は印鑑通帳キャッシュカードの管理状況で名義預金判定を行うが、これらが問題なく贈与が成立していれば贈与処理。無申告有税の場合で、除斥期間内であれば期限後申告が必要となる。また、各種贈与特例（住宅取得等資金、教育資金、結婚・子育て資金）の場合で、住宅取得等資金は期限内申告が要件であるため、注意を要する。

### ■ エビデンス

預金通帳、預金履歴、預金移動表、贈与契約書、各種契約書（請負契約、教育資金関係契約等）

### ■ 留意点

贈与契約成立が条件であるため、重度の認知症の場合に、子供が勝手に親の口座から預金を引き出し口座間移動しても贈与は認められない。

## 類型（No 4：他財産への化体）

---

### ■ 課税関係

預金振込での他財産購入であれば購入履歴が残るため、購入後の財産の評価額が計上金額となる。車、ゴルフ会員権、金（ゴールド）、クルーザーなどが該当しやすい。生命保険の掛金も該当するが、契約者・被保険者・負担者が誰であるかによって課税関係が変わるため、詳細な検討が必要。また、親族内での口座間移動があった場合、贈与認定がされなければ、他財産である預け金処理となる。

### ■ エビデンス

預金通帳、預金履歴、預金移動表、購入履歴（請求書、振込票、領収書）、生命保険証書など

### ■ 留意点

過去の出金を含めて預金履歴を詳細に追っていくことが実務上必要。

### ■ 課税関係

毎月引き出した現金を自宅保管しておいた場合、相続発生時点での残高は「現金」として資産計上される。ただし、現金出納帳を付けているケースがほとんどないため、概算計上となることが多い。また、貸金庫や自宅金庫に保管されている「現金」につき被相続人に帰属するものか否かは、過去の出金状況、金庫の利用状況・管理状況での判断となる。

### ■ エビデンス

預金通帳、預金履歴、預金移動表、現金出納帳

### ■ 留意点

税務調査でも特に問題になるケースが多い部分。直前1ヶ月の多額の引き出しは疎明資料がなくても現金計上となる可能性が高い（過去の判例、裁決例）。帯封の着いた札束があれば出金履歴と合致する可能性が高い。

### ■ 課税関係

親族へ住宅取得等資金や事業資金を貸付しているケース。返済後の残高が資産計上されるが、返済実績が全くない場合には贈与認定される可能性は否めない。

### ■ エビデンス

預金通帳、預金履歴、預金移動表、金銭消費貸借契約書、借用書

### ■ 留意点

入金（返済実績）をしっかりと把握する必要あり。高齢になってからの多額の貸付で返済期間が長期間に及ぶ場合には返済実績があっても贈与認定の可能性もあると考える。返済実績と貸付開始年齢、返済期間などをしっかりとチェックする。会社経営者の場合、第三者への貸付の可能性も否定できないため、保証人になっていないかのチェックも含めて検討する。

### ■ 課税関係

返済後の残高が債務控除の対象となる。収益物件（アパート、マンション）に紐付きの債務が圧倒的に多いと考えられる。

### ■ エビデンス

預金通帳、預金履歴、預金移動表、金銭消費貸借契約書、借用書

### ■ 留意点

収益物件に紐付きの債務であれば、銀行からの融資であるため、その存在も全く問題ない。ただし、親族（例えば、子）や第三者からの借入金返済であれば入金実績と返済実績のどちらも詳細に追う必要がある。主債務の存在があって初めて返済が生じるため、残高確定をしっかりと行う。債務の網羅性を担保するのは返済実績を地道に追う必要がある。また、現金返済の可能性も否定できない。

### ■ 課税関係

No1「費消」の一部に入るもの。社会通念上妥当と認められるものは、贈与に該当せず、「費消」されたものとして処理。生計一親族（同居）の場合は生じやすいと考えられる。別居であっても生じるケースは考えられるため、扶養親族の概念をしっかりと当てはめる必要あり。

### ■ エビデンス

預金通帳、預金履歴、預金移動表、（教育費であれば）領収書・振込票など

### ■ 留意点

実務の現場で最も頭を悩ます部分。「社会通念」を各家庭に当てはめる必要があるため、生活感などを把握する必要あり。また、別居親族であっても「教育費」は問題になるケースは特にはないと思われる。



## ■相基通21の3-3（生活費の意義）

法第21条の3第1項第2号に規定する「生活費」とは、その者の通常の日常生活を営むのに必要な費用（教育費を除く。）をいい、治療費、養育費その他これらに準ずるもの（保険金又は損害賠償金により補てんされる部分の金額を除く。）を含むものとして取り扱うものとする。（昭50直資2-257改正、平15課資2-1改正）

→ 相続税法基本通達逐条解説

なお、具体的にどの程度のものまで生活費として認められるかについては、一律に決めることは適用ではなく、その者その者の個々の事情に即して社会通念に従って判断すべきものと考えられる。

## ■相基通21の3-4（「教育費」の意義）

法第21条の3第1項第2号に規定する「教育費」とは、被扶養者の教育上通常必要と認められる学資、教材費、文具費等をいい、義務教育費に限らないのであるから留意する。（平15課資2-1改正）

→ 相続税法基本通達逐条解説

教育費のうちには、小学校、中学校の義務教育費に要するもののみでなく、広く、幼稚園、高校、大学、各種学校等義務教育以外の教育の要するものも含まれることとなる。

## ■ 相基通21の3-5（生活費及び教育費の取扱い）

法第21条の3第1項の規定により生活費又は教育費に充てるためのものとして贈与税の課税価格に算入しない財産は、生活費又は教育費として**必要な都度直接これらの用に充てるために贈与によって取得した財産**をいうものとする。したがって、生活費又は教育費の名義で取得した財産を**預貯金した場合又は株式の買入代金若しくは家屋の買入代金に充当したような場合における当該預貯金又は買入代金等の金額は、通常必要と認められるもの以外のもの**として取り扱うものとする。（平15課資2-1改正）

→ 相続税法基本通達逐条解説

なお、離婚又は認知があったような場合においては、その離婚又は認知に関して子の親権者又は看護者とならなかった父又は母から生活費又は教育費に充てるためのものとして子が一括して取得した金銭等については、その額がその子の年齢その他一切の事情を考慮して相当と認められる限り、通常必要と認められるものとして取り扱われる。

## ■ 相基通21の3-6（生活費等で通常必要と認められるもの）

法第21条の3第1項第2号に規定する「通常必要と認められるもの」は、被扶養者の需要と扶養者の資力その他一切の事情を勘案して社会通念上相当と認められる範囲の財産をいうものとする。（平15課資2-1改正）

## ■ 民法上の扶養義務

### 民法752条（同居、協力及び扶助の義務）

夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない。

### 民法877条（扶養義務者）

- 1 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。
- 2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。
- 3 前項の規定による審判があった後事情に変更を生じたときは、家庭裁判所は、その審判を取り消すことができる。

### 民法730条（親族間の扶け合い）

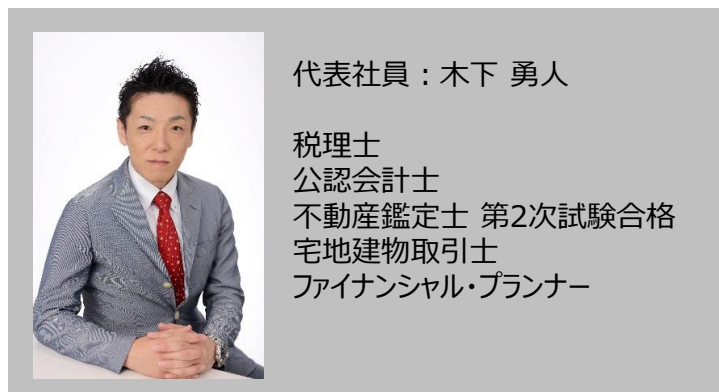
直系血族及び同居の親族は、互いに扶け合わなければならない。

## ■ 税法上の扶養義務

### 相基通1の2-1（「扶養義務者」の意義）

相続税法(昭和25年法律第73号。以下「法」という。)第1条の2第1号に規定する「扶養義務者」とは、**配偶者並びに民法(明治29年法律第89号)第877条((扶養義務者))の規定による直系血族及び兄弟姉妹並びに家庭裁判所の審判を受けて扶養義務者となった三親等内の親族をいうのであるが、これらの者のほか三親等内の親族で生計を一にする者については、家庭裁判所の審判がない場合であってもこれに該当するものとして取り扱うものとする。**なお、上記扶養義務者に該当するかどうかの判定は、相続税にあっては相続開始の時、贈与税にあっては贈与の時の状況によることに留意する。(平15課資2-1追加、平17課資2-4改正)

愛知県津島市出身。監査法人トーマツ・税理士法人トーマツにて事業承継対策専門部署にて従事。2009年、名古屋で相続専門税理士法人を設立し、富裕層に対する不動産・財産コンサルティング、オーナー社長への事業承継コンサルティングを中心に業務を展開。2017年9月に東京事務所開設。現在、東京税理士会京橋支部所属。主な著書に、「税理士が身につけるべきコーディネータカ（清文社）」「相続・事業承継に役立つ生命保険活用術（清文社）」「ホントは怖い相続の話（ぱる出版）」がある。



## ■ 税理士法人レディング 基本データ

〒104-0032 東京都中央区八丁堀4-1-13 宝町TATSUMIビル4F  
TEL : 03-6228-3785 FAX : 03-5539-3751  
URL : <https://www.leding.or.jp> Email : [info@leding.or.jp](mailto:info@leding.or.jp)